官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○皇室典範等の一部を改正する法律（六六）　八
○刑事訴訟法の一部を改正する法律（六七）　一〇
○電気事業法の一部を改正する法律（六八）　一四
○国旗の損壊等の処罰に関する法律（六九）　二〇
○ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律（七〇）　二三
○重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（七一）　二三
○種苗法の一部を改正する法律（七二）　三三
〔政　令〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二三二）　四三
〔条　約〕
○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定（一七）　三五
〔内閣官房令〕
○職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房八）　四一
〔省　令〕
○電波法施行規則等の一部を改正する省令（総務九一）　四一
○農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令（農林水産五一）　四八
○種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令（同五二）　四八
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六二）　四九
〔法規的告示〕
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件の一部を改正する件（総務二七四）　五四
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同二七五）　五五
○特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同二七六）　五五
○構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件の一部を改正する件（同二七七）　五五
○労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件（厚生労働二七〇）　五六
○労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件（同二七一）　五六
○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件（同二七二）　五七
○労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件（同二七三）　五七
〔その他告示〕
○日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二四三）　六〇
○大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件（財務二〇九）　六〇
○大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について関税定率法第八条第九項に規定する事実を推定することを決定した件（同二一〇）　六〇
○大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件（同二一一）　六三
○外部故障診断装置の開発に係る技術情報の取扱実施規程（国土交通九九九）　六三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇皇室典範等の一部を改正する法律（法律第六十六号）（内閣官房）

第１　皇室典範の一部改正

１　内親王及び女王が婚姻により皇籍を離脱しないこととすることに関する事項

⑴　内親王及び女王について、天皇及び皇族以外の男子との婚姻によって皇族の身分を離れることがないものとする。（改正前第十二条関係）

⑵　女性皇族の婚姻は、皇族以外の女子で親王妃又は王妃となった者であってその夫を失ったものが天皇及び皇族以外の男子と婚姻する場合を除き、皇室会議の議を経るものとする。（第十条関係）

⑶　親王又は王が皇族の身分を離れることによって、当該親王又は王の妃（皇族以外の女子で親王妃又は王妃となった者を除く。）並びに直系卑属及びその妃が皇族の身分を離れることがないものとする。（改正前第十三条関係）

⑷　その他所要の規定を整備する。

２　皇族の養子に関する事項

⑴　皇室典範の末尾に章を新設し、皇族の養子を禁ずる第九条の規定の例外として、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王（皇嗣及び皇嗣妃を除く。）は、皇室会議の議を経て、皇室典範による皇族男子であった者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない年齢十五年以上の男子であって、配偶者及び子がないものに限り、養子とすることができるものとする。（第九条及び第三十八条第一項関係）

⑵　⑴により養子をする縁組（以下単に「縁組」という。）については、年齢十五年以上の未成年について家庭裁判所の許可は不要とする。（第三十八条第二項関係）

⑶　縁組による養子は、当該縁組の時から皇族となるものとする。（第十五条及び第三十八条第三項関係）

⑷　⑶により皇族となった皇族男子（以下「養子皇族男子」という。）は、皇位継承資格を有しないものとする。（第三十八条第四項関係）

⑸　養子皇族男子及び養子皇族男子の子孫の皇族としての地位は、実方の系統によるものとする。（第三十八条第五項及び第六項関係）

⑹　養子皇族男子である王は、意思に基づき皇族の身分を離れることができないものとする。（第三十八条第七項関係）

⑺　養子皇族男子の摂政就任順序は、内親王及び女王の次とする。（第三十八条第九項関係）

⑻　その他所要の規定を整備する。

第２　皇室経済法の一部改正

１　独立の生計を営む内親王及び女王に対する皇族費（年額による皇族費、初めて独立の生計を営む際に支出する一時金額による皇族費及び皇族がその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費）について、それぞれ、独立の生計を営む親王及び王に対する皇族費と同額（改正前は二分の一に相当する額）とする。（改正前第六条第三項第三号関係）

２　その他所要の規定を整備する。

第３　昭和二十二年法律第百十一号（皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律）の一部改正

１　「皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律」との題名を付する。（題名関係）

２　内親王及び女王が婚姻により皇籍を離脱しないこととすることに関する事項

⑴　内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻しようとするときは、皇室会議の議（第１の１⑵）を経た後に、法務省令で定める事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならないものとする。この場合において、成年の証人二人以上の署名は要しないものとする。（第九条関係）

⑵　内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚しようとするときは、親権者と定められる当事者の氏名（内親王又は女王にあっては、名）及びその者が親権を行う子の氏名その他法務省令で定める事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならないものとする。（第十条関係）

３　皇族の養子に関する事項

天皇及び皇族以外の男子が第１の２⑴により養子となったときは、その戸籍から除かれるものとする。（第四条関係）

４　その他所要の規定を整備する。

第４　住民基本台帳法の一部改正

天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王（当該男子と離婚又は死別した者を含む。）について住民基本台帳法を適用するものとし、同法及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができるものとする。（第三十九条関係）

第５　附則

１　施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、２⑶の一部及び３については、公布の日から施行する。（附則第一条関係）

２　経過措置

⑴　この法律の施行の際における内親王又は女王（以下「施行時内親王等」という。）が天皇及び皇族以外の男子と婚姻する場合において、当該施行時内親王等が当該婚姻と同時に皇族の身分を離れようとするときは、皇室会議の議によることなく、その意思により皇族の身分を離れることができるものとし、当該婚姻について皇室会議の議を経ることは要しないものとする。（附則第二条関係）

⑵　⑴により施行時内親王等が皇族の身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費の金額については、第２による改正前の規定は、なおその効力を有するものとする。（附則第三条関係）

⑶　その他所要の経過措置について定める。

３　行政手続法の一部改正

天皇及び皇族の身分関係に関する事項について定める命令等を定める行為については、意見公募手続等に関する規定は、適用しないものとする。（附則第七条関係）

４　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正

第４により、天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王が住民基本台帳に記録される対象となることに伴い、当該内親王及び女王をこれまでどおり国民投票の投票人名簿及び在外投票人名簿の登録対象から除外するため、所要の改正を行う。（附則第八条関係）

５　見直し

⑴　この法律による改正後の皇室典範等の規定については、その施行の状況を踏まえて所要の検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。（附則第六条第一項関係）

⑵　⑴により検討が加えられるに当たっては、皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは、三十年ごとに見直しが行われるものとする。（附則第六条第二項関係）

◇刑事訴訟法の一部を改正する法律（法律第六十七号）（法務省）

１　訴訟に関する書類の閲覧・謄写に関する規定の整備

刑事訴訟法第四十条第一項等の「訴訟に関する書類」に刑事確定訴訟記録法第二条第一項に規定する訴訟の記録（訴訟終結後のものに限る。）が含まれることを明確化する。（第四十条第一項関係）

２　再審請求審に要した費用の補償に関する規定の整備

再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、国は、当該再審開始の決定に係る再審の請求をした者に対し、一定の範囲で、その再審の請求の手続に要した費用の補償をするものとする。（第百八十八条の二第二項、第百八十八条の六第一項関係）

3　再審の手続における裁判官の除斥に関する規定の整備

⑴　裁判官は、再審の請求があった事件について、原判決に係る被告事件についての刑の言渡しをする判決、刑の免除の判決若しくは無罪の判決、これらの判決に対する控訴を棄却する判決又は略式命令に関与したときは、職務の執行から除斥されるものとする。（第四百三十八条の二第一項関係）

⑵　裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についてのこれを棄却する決定若しくは再審開始の決定又はこれらの決定に対する即時抗告若しくは異議申立てを棄却する決定に関与したときも、⑴と同様とするものとする。（第四百三十八条の二第二項関係）

4　刑の執行停止及び死刑確定者の拘置の停止に関する規定の整備

再審の請求があった場合に検察官が刑の執行を停止することができる時期が再審の判決が確定するまでであることを明確化するとともに、検察官又は裁判所が死刑の執行を停止したときは拘置を停止することができるものとする。（第四百四十二条、第四百四十四条の二第四項、第四百四十八条第三項関係）

5　再審請求審における調査手続及び審判手続に関する規定の整備

⑴　再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならないものとし、当該裁判所は、調査の結果に基づいて、再審の請求を棄却する決定若しくは再審開始の決定又は審判開始の決定をしなければならないものとする。（第四百四十四条の二第一項、第二項関係）

⑵　再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができないものとするとともに、再審請求者、弁護人又は検察官は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができるものとする。（第四百四十五条第一項、第三項関係）

⑶　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審の請求について、再審請求者、弁護人及び検察官の意見を聴かなければならないものとする。（第四百四十五条の七第一項関係）

⑷　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日を定めなければならないものとする。（第四百四十五条の七第二項関係）

⑸　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日を定めなければならないものとする。（第四百四十五条の八第一項関係）

⑹　審判開始の決定があった場合において、再審請求者が死亡したときは、他の再審請求権者は、再審の請求の手続を受け継ぐことができるものとする。（第四百四十五条の十第一項関係）

6　再審請求審における証拠の提出命令に関する規定の整備

⑴　審判開始の決定をした裁判所は、一定の要件の下で、検察官に対し、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠の提出を命じなければならないものとする。（第四百四十五条の二第一項関係）

⑵　再審の請求の手続において謄写された検察官提出証拠の複製等の適正管理及び目的外使用の禁止に関する規定を整備する。（第四百四十五条の四～第四百四十五条の六関係）

7　再審開始の決定に対する検察官の不服申立てに関する規定の整備

⑴　再審開始の決定等に対しては、当該決定等が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告等をすることができるものとする。（第四百五十条、第四百五十条の二第一項、第二項関係）

⑵　政府は、再審開始の決定等があったときは、遅滞なく、その旨並びに検察官が当該決定等に対する即時抗告等をしたかどうか及び当該即時抗告等をした場合におけるその理由を公表するものとする。（第四百五十条の二第三項関係）

8　再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する規定の整備

再審の請求に係る一定の決定に対する即時抗告等の提起期間は、十四日とするものとする。（第四百五十条の三関係）

9　その他

その他所要の規定の整備を行う。

10　附則

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度その他の再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条関係）

⑶　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であって任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うものとする。（附則第四条第二項関係）

⑷　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定等に対する不服申立てについては、事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならないものとする。（附則第五条関係）

⑸　所要の経過措置等を定める。

⑹　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇電気事業法の一部を改正する法律（法律第六十八号）（経済産業省）

1　小売電気事業の登録の取消事由の追加

小売電気事業の登録の取消事由として、小売電気事業者が正当な理由がないのに、小売電気事業を一年以上引き続き休止したとき等を追加する。（第二条の九第二項関係）

2　基幹送変電設備整備等計画の認定等

基幹送変電設備整備等計画の認定等に関する規定を整備するとともに、推進機関の業務に、認定一般送配電事業者等に対し、当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付けることを追加する。（第二十七条の三の二、第二十七条の三の三、第二十七条の十一の七、第二十八条の四十第一項第九号関係）

3　大規模発電等用電気工作物の廃止等に関する協議及び発電等用電気工作物整備等計画の認定等

⑴　大規模発電事業者は、大規模発電等用電気工作物を廃止等しようとするときは、当該大規模発電事業者から電気の供給を受ける一般送配電事業者等と、大規模発電等用電気工作物の廃止等に関する事項について協議をしなければならないもの等とする。（第二十七条の二十八の二関係）

⑵　発電等用電気工作物整備等計画の認定等に関する規定を整備するとともに、推進機関の業務に、認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けることを追加する。（第二十七条の二十九の七、第二十七条の二十九の八、第二十八条の四十第一項第十号関係）

4　広域系統整備交付金交付等業務等に係る財源措置等

⑴　政府は、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務等に必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができるものとする。（第二十八条の五十六の二関係）

⑵　地域間売買取引の決済に係る利益を、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に納付するものとする。（第九十九条の八関係）

5　事業用電気工作物の製造事業者等の責務

事業用電気工作物を設置する者が、当該事業用電気工作物を技術基準に適合するようにするため必要な措置を講じようとするときは、当該事業用電気工作物の製造事業者等は、当該事業用電気工作物を設置する者の求めに応じ、その措置の実施に協力するよう努めなければならないもの等とする。（第四十条の二関係）

6　登録適合性確認機関による事前確認制度の拡充

特殊電気工作物に係る適合性確認を受けなければならない対象者の追加をするとともに、当該対象者は、工事の開始前に、登録適合性確認機関が交付した証明書を経済産業大臣に提出しなければならないもの等とする。（第四十八条の二関係）

7　卸電力取引所の多様化
　翌日市場等を開設する短期卸電力取引所、中長期市場等を開設する中長期卸電力取引所及び需給調整市場等を開設する需給調整卸電力取引所について、経済産業大臣の指定等に関する規定を整備する。(第九十七条～第九十九条の二十二関係)
8　その他
　その他規定の整備をする。
9　施行期日等
⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)
⑵　この法律の経過措置等について定める。
⑶　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇国旗の損壊等の処罰に関する法律（法律第六十九号）(法務省)
1　定義
　この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。(第一条関係)
2　罰則等
⑴　人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。(第二条第一項関係)
⑵　⑴の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。(第二条第二項関係)
3　適用上の注意
　この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。(第三条関係)
4　施行期日等
⑴　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。(附則第一項関係)
⑵　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊され若しくは汚損された国旗を公然と陳列する行為又はこれに類する行為の発生の状況その他この法律の施行状況等を勘案し、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうか等の観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。(附則第二項関係)

◇ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律（法律第七十号）(厚生労働省)
1　目的
　この法律は、ヒト胚(はい)又はヒト生殖細胞に対してゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに当該遺伝子改変の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植することを禁止するとともに、ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け及び輸入並びに使用を規制し、その他ヒトゲノム編集胚等の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、人の生命及び身体の安全の確保を図り、併せて科学技術の健全な発展に寄与することを目的とする。(第一条関係)
2　定義
⑴　この法律において「ヒト胚」とは、ヒトの一の細胞（ヒト生殖細胞を除く。）又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。(第二条第一号関係)
⑵　この法律において「ヒト生殖細胞」とは、ヒトの精子（精子に変化する過程にある細胞を含む。）又は未受精卵（未受精の卵細胞及び卵母細胞をいい、これらに変化する過程にある細胞を含む。）をいう。(第二条第二号関係)
⑶　この法律において「ゲノム編集技術等」とは、ゲノム編集技術（デオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列に関し、特定の配列若しくはその近傍の塩基の配列における塩基間の結合を切断し、又は当該特定の配列若しくはその近傍の塩基の配列を改変する技術をいう。）その他の核酸その他の遺伝子の発現と密接な関係を有する物の構造又は機能に影響を及ぼすことで遺伝子の発現に影響を与え得る技術であって政令で定めるものをいう。(第二条第三号関係)
⑷　この法律において「ヒトゲノム編集胚等」とは、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第四条第一項に規定する特定胚以外のヒト胚又はヒト生殖細胞であって次に掲げるものをいう。(第二条第四号関係)
　イ　ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒト胚（当該ヒト胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれのヒト胚を含む。）
　ロ　ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒト生殖細胞（当該ヒト生殖細胞が一回以上分裂その他の変化をすることにより順次生ずるそれぞれのヒト生殖細胞を含む。）
　ハ　ロのヒト生殖細胞と他のヒト生殖細胞との受精により生ずるヒト胚（当該ヒト胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれのヒト胚を含む。）
⑸　この法律において「動物」とは、哺乳綱に属する種の個体（ヒトを除く。）をいう。(第二条第五号関係)
⑹　この法律において「胎内」とは、女性又は動物の雌の内生殖器をいう。(第二条第六号関係)
3　禁止行為
　何人も、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植してはならないものとする。ただし、ヒトゲノム編集胚等を動物の胎内に移植する場合で、その胎内において胎盤の形成を開始する可能性がないものとして政令で定める要件に該当するときは、この限りでないものとする。(第三条関係)
4　指針及びその遵守義務
⑴　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、１の目的に鑑み、次に掲げる取扱い（以下「ヒトゲノム編集胚等の取扱い」という。）の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、指針を定めなければならないものとする。(第四条第一項、第二項関係)
　イ　ヒトゲノム編集胚等の作成（当該作成のために行うヒトゲノム編集胚等の使用を含む。以下同じ。）
　ロ　ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入
　ハ　ヒトゲノム編集胚等の使用（イのヒトゲノム編集胚等の使用を除く。ヒトゲノム編集胚等の作成のために行う他のヒトゲノム編集胚等の使用を除き、６において同じ。）
　ニ　イからハまでに掲げるもののほか、その保有するヒトゲノム編集胚等の管理その他の取扱い
⑵　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならないものとする。(第四条第三項関係)
⑶　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。(第四条第四項関係)
⑷　ヒトゲノム編集胚等の取扱いは、指針に従って行わなければならないものとする。(第五条関係)
5　ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する届出
⑴　ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者は、あらかじめ、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。ただし、保有するヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄又は滅失については、この限りでないものとする。(第六条第一項関係)
⑵　⑴の届出は、その用途ごとにしなければならないものとする。(第六条第二項関係)
⑶　⑴の届出をした者は、その届出をした取扱計画書（この⑶若しくは⑷の変更の届出又は⑷のただし書による変更があったときは、その変更後のもの。以下「届出取扱計画書」という。）に記載された事項について重要な変更（７の届出取扱計画書に記載された事項の変更の命令に基づく変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣に届け出なければならないものとする。(第六条第四項関係)

⑷　⑴の届出をした者は、⑶の場合を除き、届出取扱計画書に記載された事項につき変更をしたときは、遅滞なく、当該変更の内容を主務大臣に届け出なければならないものとする。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、この限りでないものとする。（第六条第五項関係）

⑸　⑴の届出をした者は、偶然の事由により別のヒトゲノム編集胚等が生じたときは、当該生じたヒトゲノム編集胚等の廃棄を直ちに行う場合を除き、速やかに、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。（第九条関係）

⑹　⑴又は⑸の届出をした者は、ヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄をし、又はヒトゲノム編集胚等が滅失したときは、遅滞なく、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。（第十一条関係）

6　ヒトゲノム編集胚等の作成等の制限

５の⑴又は⑶の届出をした者は、その届出が受理された日から六十日（主務大臣が認める期間に短縮することは可能）を経過した後でなければ、それぞれ、届出取扱計画書に基づくヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入又は使用をしてはならないものとする。（第八条関係）

7　ヒトゲノム編集胚等の取扱いに対する措置命令

⑴　主務大臣は、５の⑴又は⑶の届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第七条関係）

⑵　主務大臣は、５の⑴又は⑸の届出をした者がヒトゲノム編集胚等の取扱いを開始した後、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。（第十二条関係）

8　記録

５の⑴又は⑸の届出をした者は、ヒトゲノム編集胚等についての一定の事項に関する記録を作成し、保存しなければならないものとする。（第十条関係）

9　個人情報の保護

５の⑴の届出をした者は、ヒトゲノム編集胚等の作成に用いられたヒト胚又はヒト生殖細胞の提供者の個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとする。（第十三条関係）

10　報告徴収及び立入検査

⑴　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、５の⑴又は⑸の届出をした者に対し、その届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。（第十四条関係）

⑵　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、５の⑴又は⑸の届出をした者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。（第十五条関係）

11　主務大臣等

⑴　この法律における主務大臣は、厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣とする。（第十六条第一項関係）

⑵　この法律における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令・文部科学省令とするものとし、その他この法律における主務大臣の権限等に関し、必要な事項を定める。（第十六条第二項～第四項、第十七条関係）

12　罰則

⑴　３に違反した者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。（第十九条関係）

⑵　その他所要の罰則規定を設ける。（第二十条～第二十三条関係）

13　附則

⑴　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　検討規定

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況、ゲノム編集技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。（附則第二条関係）

⑶　経過措置等

イ　この法律の施行の際現にその保有するヒトゲノム編集胚等についてヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者においては、施行の日から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内にロの届出をした者においては、当該届出までの間。ロにおいて「猶予期間」という。）は、４の⑷及び５の⑴は適用しないものとする。（附則第三条第一項関係）

ロ　イの者が、猶予期間を経過して引き続き当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う場合においては、猶予期間を経過する日までの間に、一定の事項を主務大臣に届け出なければならないものとする。（附則第三条第二項～第五項関係）

ハ　ロに違反した者について、所要の罰則規定を設ける。（附則第四条関係）

ニ　その他所要の経過措置等を定める。

◇重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（法律第七十一号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化に対応して、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置を講ずることにより、重要品種の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを通じて、農業の生産性の向上及び農業経営の安定を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。（第一条関係）

2　定義

⑴　「重要品種」とは、品種（農産物の生産のために栽培されるものの集合に係るものに限る。）であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。（第二条第一項関係）

イ　省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているものであること。

ロ　当該品種の種苗が、広域に普及することが可能なものであること。

ハ　品種登録を受けたものであること。

⑵　「重要品種育成事業」とは、重要品種となる品種の育成をする事業であって、その育成をした品種について品種登録を受けることを目指すものをいう。（第二条第四項関係）

⑶　「重要品種種苗生産事業活動」とは、重要品種である品種の種苗について、広域の普及を図ることに資するよう、効率的にその生産をする事業活動をいう。（第二条第五項関係）

3　国等の責務

⑴　国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとするとともに、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。（第三条関係）

⑵　地方公共団体は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、関係者間における連携において主導的役割を担うとともに、その蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。（第四条関係）

4　基本方針

農林水産大臣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。（第五条関係）

5　重要品種育成事業計画の認定

重要品種育成事業を行おうとする者は、重要品種育成事業の目標等を記載した重要品種育成事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができるものとし、農林水産大臣は、重要品種育成事業計画が基本方針に適合するものである等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。(第六条関係)

6　認定重要品種育成事業者の義務等

⑴　認定重要品種育成事業者は、重要品種育成事業により品種を育成した場合には、遅滞なく、当該品種の概要を農林水産大臣に報告しなければならないものとし、農林水産大臣は、当該報告に基づき、当該報告に係る品種が区別性を有するかどうか確認するものとする。(第十条第一項及び第二項関係)

⑵　認定重要品種育成事業者は、⑴の農林水産大臣の確認により区別性を有する旨の通知を受けた品種について、品種登録出願をするものとする。(第十条第三項関係)

⑶　⑵の品種登録出願がされた品種であって品種登録を受けたもの（以下「育成重要品種」という。）の育成者権者は、当該育成重要品種の種苗に係る育成者権が消滅するまでの間、当該育成重要品種の種苗の広域の普及の妨げとなると認められる行為をしないよう努めなければならないものとする。(第十一条関係)

7　認定重要品種育成事業計画に係る支援措置

⑴　重要品種育成事業計画について５の認定があったときは、認定の日において、認定重要品種育成事業者が認定重要品種育成事業計画に従って行う無人航空機を飛行させる行為について航空法所定の許可等があったものとみなすものとする。(第八条関係)

⑵　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構は、その保有する研究開発に係る設備等について認定重要品種育成事業者が認定重要品種育成事業計画に従って行う利用に供する業務等を行うことができるものとする。(第九条関係)

⑶　農林水産大臣は、６⑵により認定重要品種育成事業計画の実施期間内に品種登録出願がされた品種に係る品種登録出願等について、政令で定めるところにより、出願料等を軽減し、又は免除することができるものとする。(第十条第四項及び第五項関係)

8　都道府県基本計画

都道府県は、４の基本方針に基づき、重要品種の種苗の効率的な生産の振興に関する目標、重要品種種苗生産事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）等を記載した、当該都道府県の区域内における重要品種種苗生産事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができるものとする。(第十二条関係)

9　重要品種種苗生産事業活動計画の認定

農林水産大臣の同意を得た８の都道府県基本計画における実施区域において重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者は、重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標等を記載した重要品種種苗生産事業活動計画を作成し、当該実施区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができるものとし、都道府県知事は、重要品種種苗生産事業活動計画が当該都道府県基本計画に適合するものであること等の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。(第十六条関係)

10　認定重要品種種苗生産事業活動計画に係る支援措置

⑴　９の認定を受けた重要品種種苗生産事業活動計画に従って農地の転用を行う場合には、農地法所定の許可があったものとみなすものとする。(第十八条関係)

⑵　市町村が、地域農業経営基盤強化促進計画に係る協議の場を設ける場合には、認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、当該協議の場への参加の申出をすることができるものとし、市町村は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならないものとする。(第十九条関係)

11　重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定に係る措置

⑴　実施区域内の農用地所有者等は、重要品種の種苗の生産団地を形成するため、協定区域、栽培の管理に関する事項等を定め、市町村長の認可を受けて、重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができるものとする。(第二十条関係)

⑵　市町村長による認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする。(第二十四条関係)

⑶　認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者が、市町村に対し当該農用地の区域を農用地区域として定めるべきことを要請した場合においては、農業振興地域の整備に関する法律所定の手続の一部を省略できるものとする。(第二十七条関係)

12　雑則及び罰則

⑴　国は、関係者との連携及び協力による重要品種の育成及びその種苗の生産に係る人材の育成及び確保を行うよう努めるものとする。(第二十八条関係)

⑵　国は、国際的な枠組みへの協力を通じて、重要品種に関する知的財産権の保護及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。(第二十九条第一項関係)

⑶　国は、我が国における気候の変動に適応した重要品種の育成に資するため、外国の政府等と共同して行う研究その他の国際的な連携の下に行う取組を推進するとともに、その成果の普及及び活用を図るものとする。(第二十九条第二項関係)

⑷　認定重要品種育成事業計画及び認定重要品種種苗生産事業活動計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反に対する罰則について必要な規定を設ける。(第三十条及び第三十二条関係)

13　施行期日等

⑴　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第一条関係)

⑵　この法律の施行のために必要な準備規定を設ける。(附則第二条関係)

⑶　この法律の施行状況に関する検討規定を設ける。(附則第三条関係)

⑷　その他関係法律について所要の改正を行う。

◇種苗法の一部を改正する法律（法律第七十二号）（農林水産省）

1　育成者権の効力が及ぶ利用の行為類型への種苗の貸渡しの追加

⑴　育成者権の効力が及ぶ登録品種の利用の行為類型として、種苗の貸渡しを追加する。(第二条第五項関係)

⑵　登録品種の種苗を業として貸し渡す者又は登録品種の種苗の貸渡しのための展示若しくは広告を業として行う者は、第二十一条の二第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について公示がなされている旨の表示をその種苗等に付さなければならないこととする。(第二十一条の二第五項及び第六項関係)

⑶　登録品種の種苗を業として貸渡しの申出をし、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称を使用しなければならないこととするとともに、登録品種が属する農林水産植物の種類又はこれと類似の種類に属する当該登録品種以外の品種の種苗を業として貸渡しの申出をし、又は貸し渡す場合には、当該登録品種の名称を使用してはならないこととする。(第二十二条関係)

⑷　登録品種の種苗を業として貸し渡す者又は登録品種の種苗の貸渡しのための展示若しくは広告を業として行う者は、その種苗が品種登録されている旨の表示を当該種苗等に付さなければならないこととする。(第五十五条関係)

⑸　登録品種以外の品種の種苗に品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの貸渡し又は貸渡しのための展示をする行為を禁止するとともに、登録品種以外の品種の種苗を貸し渡すため、広告にその種苗が品種登録されている旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為を禁止する。(第五十六条関係)

2　出願公表に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する行為に関する差止請求権

⑴　出願者は、出願公表があった後、第二十一条の二第一項第一号に定める事項その他出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をした場合において、その警告後品種登録前に、その出願品種等の種苗の輸出、又は最終消費以外の目的をもってその出願品種等の収穫物の輸出をする者に対し、その輸出する行為により回復することが困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該輸出する行為をやめることを請求することができることとする。(第十四条の二第一項関係)

⑵　出願者が⑴の請求に係る訴えを提起したときは、裁判所は、当該請求の相手方の申立てにより、相当の担保を立てるべきことを当該出願者に命ずることができることとする。（第十四条の二第七項関係）

3　出願品種の優先審査

品種登録出願に係る出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるときその他の出願者の保護のためその品種登録出願が第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断を早期にすべき場合として政令で定める場合において必要があるときは、当該品種登録出願に係る出願品種の審査を他の品種登録出願に係る出願品種の審査に優先してすることができることとする。（第十五条の二関係）

4　育成者権の存続期間の延長

育成者権の存続期間を十年間延長し、品種登録の日から三十五年（第四条第二項に規定する品種にあっては、四十年）とする。（第十九条第二項関係）

5　育成者権の効力が及ばない範囲に関する規定の明確化

育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡された場合に当該登録品種の育成者権の効力がその譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用に及ばないとする規定について、その譲渡は日本国内の譲渡であることを明確化する。（第二十一条第二項関係）

6　育成者権の効力が及ぶ範囲への種苗等の輸出目的保管の追加

⑴　育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡された場合であっても、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し、当該登録品種等の種苗を輸出する目的をもって保管する行為及び最終消費以外の目的で当該登録品種等の収穫物を輸出する目的をもって保管する行為には、当該登録品種の育成者権の効力が及ぶこととする。（第二十一条第二項関係）

⑵　育成者権者等の行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡された場合であっても、第二十一条第二項第二号に規定する国以外の国であって第二十一条の二第一項第一号イに規定する指定国以外の国に対し、当該登録品種等の種苗を輸出する目的をもって保管する行為及び最終消費以外の目的で当該登録品種等の収穫物を輸出する目的をもって保管する行為には、当該登録品種の育成者権の効力が及ぶこととする。（第二十一条の二第一項関係）

7　育成者権の侵害に係る損害の額の算定に関する規定の見直し

⑴　育成者権の侵害に対する損害賠償額の算定において、育成者権者の利用の能力に応じた数量を超える一定の数量について、登録品種等の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額とすることができることとする。（第三十四条第一項関係）

⑵　裁判所は、登録品種等の利用に対して受けるべき金銭の額に相当する額の認定に当たり、育成者権の侵害があったことを前提として育成者権者が侵害者との間で合意をするとしたならば当該育成者権者が得ることとなる対価を考慮することができることとする。（第三十四条第四項関係）

8　登録品種の名称に係る推定

登録品種の名称を使用して業として種苗の譲渡、貸渡し等をした場合に、当該種苗は当該登録品種の種苗であると推定することとする。（第三十五条の三関係）

9　育成者権の侵害に係る訴えにおける第三者の意見の募集

育成者権の侵害に係る訴えが提起された裁判所は、広く一般に対し、当該事件に関する必要な事項について意見の提出を求めることができることとする。（第三十七条の二関係）

10　登録品種の名称使用義務等の違反に対する罰則の強化

第二十二条に規定する登録品種の名称使用義務等に違反した者に対する過料の上限を、十万円から二十万円に引き上げる。（第七十五条関係）

11　施行期日等

⑴　この法律は、令和八年十二月一日から施行する。ただし、4の育成者権の存続期間の延長に係る規定及び5の育成者権の効力が及ばない範囲に関する規定の明確化に係る規定については、公布の日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　4の育成者権の存続期間の延長に係る規定について当該規定の施行の日に現にその存続期間が満了していない育成者権に適用することとするほか、この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備する。（附則第二条から第七条まで関係）

⑶　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（附則第八条関係）

⑷　関係法律について所要の改正を行う。（附則第九条関係）

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二百三十二号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった疾病等の発した日が令和七年三月三十一日以前である場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行う。（本則関係）

2　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年八月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　この政令の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第二項関係）

◇日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定（条約第十七号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定は、自衛隊とフィリピンの軍隊との間における、双方の参加を得て行われる訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること等を定める。（第一条関係）

2　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができること等を定める。（第二条関係）

3　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならないこと、物品又は役務を受領した締約国政府は、当該物品又は役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した締約国政府の部隊以外の者に移転してはならないことを定める。（第三条関係）

4　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

5　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供が、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること等を定める。（第五条関係）

6　この協定の規定が日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフィリピンの軍隊が実施するいかなる活動にも適用されないこと、両締約国政府がこの協定の実施に関し相互に緊密に協議すること等を定める。（第六条関係）

7　この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されること等を定める。（第七条関係）

法　律

皇室典範等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十六号

皇室典範等の一部を改正する法律

（皇室典範の一部改正）

第一条　皇室典範（昭和二十二年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「皇族は」の下に「、第三十八条第一項の規定による場合を除き」を加える。

第十条中「皇族男子」を「皇族」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第十四条第一項の者でその夫を失つたものと天皇及び皇族以外の男子との婚姻については、この限りでない。

第十二条及び第十三条を次のように改める。

第十二条及び第十三条　削除

第十四条第二項中「の外」を「のほか」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

第一項の者でその夫を失つたものが、天皇及び皇族以外の男子と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第一項の者は、次の各号のいずれかに該当するときは、皇族の身分を離れる。

一　その夫が皇族の身分を離れたとき。

二　離婚したとき。

第十五条中「場合を」を「場合並びに第三十八条第三項の規定による場合を」に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章　養子皇族男子

第三十八条　親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王（皇嗣及び皇嗣妃を除く。）は、皇室会議の議を経て、この法律による皇族男子であつた者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない年齢十五年以上の男子であつて、配偶者及び子がないものに限り、養子とすることができる。

前項の規定により養子をする縁組（次項及び第八項において単に「縁組」という。）については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九十八条の規定は、適用しない。

縁組による養子は、当該縁組の時から、皇族となる。

養子皇族男子（前項の規定により皇族となつた皇族男子をいう。以下この条において同じ。）については、第二条の規定は、適用しない。

第一項の規定により養子となつた者については、これを実方の系統による嫡男系嫡出の者として第六条の規定を適用する。

養子皇族男子に係る第七条の規定及び第九項の規定により読み替えて適用する第十七条第二項の規定の適用並びに養子皇族男子の子孫に係る第二条及び第六条の規定の適用については、実方の系統によるものとする。

養子皇族男子である王については、第十一条第一項の規定は、適用しない。

養子皇族男子が第十一条第二項の規定により皇族の身分を離れる場合において、養親（皇族の身分を離れた者を除く。）との縁組が継続しているときは、当該縁組は、将来に向かつてその効力を失う。この場合においては、当該養子皇族男子が皇族の身分を離れる時に当該養親との離縁がされたものとみなして、民法その他の法令の規定を適用する。

養子皇族男子に係る第十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	二　親王及び王	二　親王及び王（第三十八条第四項に規定する養子皇族男子（第七号において「養子皇族男子」という。）を除く。）
	六　内親王及び女王	六　内親王及び女王 七　養子皇族男子
第二項	同項第六号	同項第六号及び第七号

（皇室経済法の一部改正）

第二条　皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「皇室典範」の下に「（昭和二十二年法律第三号）」を加え、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項中「左の」を「次の」に、「第四項」を「次項」に改め、同項第一号中「親王」の下に「及び内親王」を加え、同項第二号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第七項中「左の各号に掲げる」を「独立の生計を営む皇族について算出する年額の十倍に相当する」に改め、同項各号を削り、同項の次に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、皇族がその夫又は直系尊属と同時に皇室典範第十一条又は第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定によりその身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費は、第三項及び第五項の規定により算出する年額の十倍に相当する額を超えない範囲内において、皇室経済会議の議を経て定める金額とする。この場合において、成年に達した皇族は、独立の生計を営む皇族とみなす。

（皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部改正）

第三条　皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律（昭和二十二年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律

第一条から第三条までを次のように改める。

（典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときの新戸籍の編製等）

第一条　皇室典範（昭和二十二年法律第三号。以下「典範」という。）第十一条の規定により皇族の身分を離れた者については、新戸籍を編製する。ただし、その者と同時に同条又は典範第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた配偶者があるときは、夫婦について新戸籍を編製する。

2　天皇及び皇族以外の配偶者のある内親王又は女王が典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときは、前項本文の規定にかかわらず、夫婦について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称するときは、夫の戸籍に入る。

3　養子皇族男子（典範第三十八条第四項に規定する養子皇族男子をいう。次項及び第三条において同じ。）以外の皇族が典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた場合（配偶者又は同一の氏を称する子がある場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める戸籍に入る。

一　典範第十一条又は第十四条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた父母の戸籍があり、かつ、父母の氏を称するとき　父母の戸籍

二　典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた父の戸籍があり、かつ、父の氏を称するとき　父の戸籍

三　典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた母の戸籍があり、かつ、母の氏を称するとき　母の戸籍

4　養子皇族男子が典範第十一条第二項の規定により皇族の身分を離れた場合（配偶者又は同一の氏を称する子がある場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める戸籍に入る。

一　養親との縁組（典範第三十八条第二項に規定する縁組をいう。以下この項及び第十一条第一項において同じ。）が継続しておらず、かつ、当該縁組前の戸籍があるとき（その者が新戸籍編製の申出をした場合を除く。）　当該縁組前の戸籍

二　典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた養親との縁組が継続しており、かつ、当該養親の戸籍があるとき　当該養親の戸籍

（典範第十四条の規定により皇族の身分を離れたときの入籍等）

第二条　典範第十四条第一項、第二項又は第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により皇族の身分を離れた者は、婚姻前の戸籍に入る。ただし、その戸籍が既に除かれているとき、同一の氏を称する子があるとき、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

2　典範第十四条第一項の者が同条第三項の規定により皇族の身分を離れたときは、夫婦について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称する場合であって、夫が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、夫の戸籍に入る。

（典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた者が離婚したときの新戸籍の編製等）

第三条　典範第十一条の規定により皇族の身分を離れた者（戸籍の筆頭に記載した者及び養子皇族男子であった者を除く。）が皇族の身分を離れた時における配偶者と離婚するときは、当該皇族の身分を離れた者について新戸籍を編製する。ただし、第一条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める戸籍に入る。

第四条に見出しとして「（皇族となったときの除籍）」を付し、同条中「又は」を「若しくは」に、「婚姻した」を「婚姻し、又は天皇及び皇族以外の男子が典範第三十八条第一項の規定により養子となった」に改める。

第七条に見出しとして「（除籍時の届出）」を付し、同条中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第八条とする。

第六条に見出しとして「（入籍時の届出）」を付し、同条中「第二条第一項又は第二項」を「第一条第二項ただし書、第三項若しくは第四項又は第二条第一項本文」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第七条とする。

第五条に見出しとして「（新戸籍の編製時の届出）」を付し、同条中「、第三項又は第二条第三項」を「若しくは第二項本文又は第二条第一項ただし書」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（内親王又は女王と婚姻した天皇及び皇族以外の男子の戸籍）

第五条　内親王又は女王と婚姻した天皇及び皇族以外の男子の戸籍は、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに編製する。

2　第九条第一項の届出があったときは、天皇及び皇族以外の男子について新戸籍を編製する。ただし、その者が戸籍の筆頭に記載した者であるときは、この限りでない。

本則に次の四条を加える。

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻するときの届出）

第九条　内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が婚姻しようとするときは、典範第十条の規定により皇室会議の議を経た後に、法務省令で定める事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

2　民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百三十九条の規定は、前項の規定による婚姻の届出について準用する。この場合において、同条第二項中「当事者双方及び成年の証人二人以上」とあるのは、「当事者双方」と読み替えるものとする。

（内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚するときの届出）

第十条　内親王又は女王と天皇及び皇族以外の男子が離婚しようとするときは、次に掲げる事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一　親権者と定められる当事者の氏名（内親王又は女王にあっては、名）及びその者が親権を行う子の氏名

二　その他法務省令で定める事項

2　民法第七百六十四条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離婚の届出について準用する。

（養子である皇族男子と皇族の身分を離れた養親が離縁するときの届出）

第十一条　養子（縁組による養子をいう。）である皇族男子と典範第十一条又は第十四条の規定により皇族の身分を離れた養親が離縁しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

2　民法第八百十二条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離縁の届出について準用する。

（法務省令への委任）

第十二条　この法律に定めるもののほか、届書の様式その他皇族の身分関係の異動に係る戸籍事務の処理に関し必要な事項は、法務省令で定める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の見出しを「（適用除外等）」に改め、同条中「もの」の下に「、戸籍法の適用を受けない者（天皇及び皇族以外の男子と婚姻をした内親王及び女王（当該男子と離婚又は死別をした者を含む。）を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する内親王及び女王に対するこの法律及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、附則第五条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（皇室典範の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際における内親王又は女王（以下「施行時内親王等」という。）が天皇及び皇族以外の男子と婚姻する場合において、当該施行時内親王等が当該婚姻と同時に皇族の身分を離れようとするときは、皇室典範第十一条第一項の規定にかかわらず、皇室会議の議によることなく、その意思により、皇族の身分を離れることができる。この場合において、当該婚姻については、第一条の規定による改正後の皇室典範（以下「新典範」という。）第十条本文の規定は、適用しない。

（皇室経済法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　前条の規定により施行時内親王等が皇族の身分を離れる際に支出する一時金額による皇族費の金額については、第二条の規定による改正前の皇室経済法第六条第三項及び第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合における同項の規定の適用については、当該施行時内親王等を同項第一号に規定する者とみなす。

（皇族の身分を離れた者及び皇族となつた者の戸籍に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この法律の施行前に第一条の規定による改正前の皇室典範第十二条の規定により皇族の身分を離れた者がこの法律の施行後に離婚する場合の戸籍の編製については、なお従前の例による。

2　附則第二条の規定により皇族の身分を離れた施行時内親王等（戸籍の筆頭に記載した者を除く。）が皇族の身分を離れた時における配偶者と離婚するときは、当該施行時内親王等について新戸籍を編製する。ただし、新典範第十四条（第四項第一号を除く。）の規定により皇族の身分を離れた母の戸籍があり、かつ、母の氏を称するときは、母の戸籍に入る。

3　附則第二条の規定により皇族の身分を離れる施行時内親王等については、第三条の規定による改正後の皇族の身分を離れた者等の戸籍の取扱い等に関する法律第九条第一項の規定は、適用しない。

4　養子（新典範第三十八条第二項に規定する縁組による養子をいう。）である皇族男子と附則第二条の規定により皇族の身分を離れた施行時内親王等である養親が離縁しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

5　民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十二条において準用する同法第七百三十九条の規定は、前項の規定による離縁の届出について準用する。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（見直し）

第六条　この法律による改正後のそれぞれの法律の規定については、その施行の状況を踏まえて所要の検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

2　前項の規定により検討が加えられるに当たっては、皇族の数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは、三十年ごとに見直しが行われるものとする。

（行政手続法の一部改正）

第七条　行政手続法（平成五年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第二号中「皇統譜」の下に「その他天皇及び皇族の身分関係に関する事項」を加える。

（日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正）

第八条　日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「次の」の下に「各号の」を加え、同項第一号中「者」の下に「（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十九条第一項に規定する内親王及び女王（次号及び第三十六条第一項において「婚姻内親王等」という。）を除く。）」を加え、同項第二号中「もの（」の下に「婚姻内親王等並びに」を加える。

第三十六条第一項中「もの」の下に「（婚姻内親王等を除く。）」を加え、同条第二項中「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削る。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき

刑事訴訟法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十七号

刑事訴訟法の一部を改正する法律

第一条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「書類」の下に「（刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）第二条第一項に規定する訴訟の記録（訴訟終結後のものに限る。）を含む。第四十七条を除き、以下同じ。）」を加える。

第四百四十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、「請求についての裁判がある」を「判決が確定する」に改め、同条に次の一項を加える。

管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、前項ただし書の規定により死刑の執行を停止したときは、刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百四十八条に次の一項を加える。

前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百五十条中「、第四百四十八条第一項」を削り、「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第四百五十条の二　第四百四十八条第一項の規定による決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告を棄却する決定又は前条の即時抗告（第四百四十六条又は第四百四十七条第一項の規定による決定に対するものに限る。）が係属する抗告裁判所の第四百四十八条第一項の規定による決定に対する第四百三十三条第一項の抗告は、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、これをすることができる。

政府は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一　第四百四十八条第一項の規定による決定（最高裁判所がしたものを除く。）があつたとき　その旨並びに検察官が当該決定に対する即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該即時抗告又は抗告をした場合におけるその理由

二　第一項の即時抗告を棄却する決定があつたとき　その旨並びに検察官が当該決定に対する第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該抗告をした場合におけるその理由

第四百五十条の三　第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告の提起期間は、第四百二十二条の規定にかかわらず、十四日とする。

前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告の提起期間は、同条第二項の規定にかかわらず、十四日とする。

第二条　刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第百八十八条の二第二項中「者」の下に「又は開始決定再審請求者」を、「自白」の下に「若しくは供述」を、「より、」の下に「被告人であつた者が」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に定めるもののほか、再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、国は、当該再審開始の決定に係る再審の請求をした者（検察官を除く。以下この章において「開始決定再審請求者」という。）に対し、その再審の請求の手続に要した費用の補償をする。ただし、開始決定再審請求者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第百八十八条の三第一項中「前条第一項の」を「次の各号に掲げる」に、「被告人であつた」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前条第一項の補償　被告人であつた者

二　前条第二項の補償　開始決定再審請求者

第百八十八条の三第二項中「六箇月」を「六月」に改める。

第百八十八条の六第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる費用の範囲は、当該各号に定めるものに限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の規定中、被告人若しくは被告人であつた者又は開始決定再審請求者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

一　第百八十八条の二第一項又は第百八十八条の四の規定により補償される費用　被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬

二　第百八十八条の二第二項の規定により補償される費用　開始決定再審請求者又はその弁護人であつた者が同項の再審の請求に係る審判の手続に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬

第百八十八条の六第二項中「又は公判期日」を「若しくは公判期日又は前項第二号の審判の手続」に、「前項」を「同項各号」に改める。

第百八十八条の七中「被告人又は」を「被告人若しくは」に、「者」を「者又は開始決定再審請求者」に改める。

第四百三十八条の次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二　裁判官は、再審の請求があつた事件について、原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判に関与したときは、職務の執行から除斥される。

一　第三百三十三条、第三百三十四条又は第三百三十六条の規定による判決

二　前号に掲げる判決に係る第三百九十六条の規定による判決

三　略式命令

裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与したときも、前項と同様とする。

一　第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第四百四十七条第一項若しくは第四百四十八条第一項の規定による決定

二　前号に掲げる決定に対する即時抗告又は第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことのみを理由とするものを除く。）

第四百四十一条の次に次の一条を加える。

第四百四十一条の二　再審の請求をするには、その理由を記載した書面を管轄裁判所に差し出さなければならない。

前項の書面には、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の謄本（裁判書が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。以下この項において同じ。）を添えなければならない。ただし、第二百七十一条の二第一項若しくは第三百十二条の二第一項（第四百四条において準用する場合を含む。）の規定による求めがあつた場合又は第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項若しくは第二百九十九条の五第三項（これらの規定を第四百四条（第四百十四条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合であつて、原判決の裁判書の謄本を添えることができないときは、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の抄本（裁判書が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの）であつて、これらの求めに係る個人特定事項又はこれらの措置に係る氏名若しくは住居の記載又は記録がないものを添えれば足りる。

第四百四十四条の次に次の一条を加える。

第四百四十四条の二　再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならない。

前項の裁判所は、同項の規定による調査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。

一　次に掲げる場合　再審の請求を棄却する決定

イ　再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。

ロ　再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。

ハ　第四百四十一条の二第一項の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに第四百三十五条各号又は第四百三十六条第一項各号に掲げる場合に該当しないと認めるとき。

二　再審の請求が理由のあるものであることが明らかであると認める場合　再審開始の決定

三　前二号に掲げる場合以外の場合　審判を開始する旨の決定（以下「審判開始の決定」という。）

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。

第四百四十五条中「再審の請求を受けた」を「審判開始の決定をした」に、「取調」を「取調べ」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができない。

第四百四十五条に次の一項を加える。

再審の請求をした者（検察官を除く。以下「再審請求者」という。）、弁護人又は検察官は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができる。

第四百四十五条の二　審判開始の決定をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない。

裁判所は、前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条の三　裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

前二項の場合においては、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

前三項の規定は、前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百四十五条の四　弁護人は、再審の請求の手続において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

第四百四十五条の五　再審請求者、弁護人又は弁護人であつた者は、前条に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一　当該再審の請求に係る事件についての再審の請求の手続

二　前号に掲げる手続において再審開始の決定が確定した場合における被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理及び当該被告事件に関する第二百八十一条の四第一項第二号に掲げる手続（同号ホに掲げるものを除く。）

前項の規定に違反した場合の措置については、再審請求者の再審の請求に係る利益又は再審における被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉又はその私生活若しくは業務の平穏が害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第四百四十五条の六　再審請求者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

弁護人又は弁護人であつた者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第四百四十五条の七　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審の請求について、再審請求者（再審請求者が第四百三十九条第一項第三号に掲げる者である場合にあつては、再審請求者及び有罪の言渡しを受けた者）、弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日（以下この条において「審理終結日」という。）を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、審理の終結について、再審請求者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、再審請求者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、審理終結日を変更することができる。

審理終結日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、再審請求者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

審理終結日は、再審請求者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。

第四百四十五条の八　審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日（以下この条において「決定日」という。）を定めなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、決定日を変更することができる。

前条第五項の規定は、決定日について準用する。

第四百四十五条の九　審判開始の決定をした裁判所は、適当と認めるときは、再審請求者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、決定で、終結した審理を再開することができる。

第四百四十五条の十　審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が死亡したときは、再審の請求の手続は、中断する。この場合において、第四百三十九条第一項第二号から第四号までに掲げる者は、その手続を受け継ぐことができる。

前項後段の規定による受継の申立ては、再審請求者の死亡の日から一月以内にしなければならない。

第一項の規定による中断があつたときは、即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告の提起期間は、進行を停止する。この場合においては、第一項後段の規定による受継があつた時から、新たに全期間の進行を始める。

第二項の期間内に同項の申立てがないときは、審判開始の決定をした裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百四十六条中「再審」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審」に、「ある」を「あることが判明した」に改める。

第四百四十七条第一項中「再審」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審」に、「とき」を「ものであると認めるとき」に改め、同条第二項中「決定」を「規定による決定」に改める。

第四百四十八条第一項中「再審の」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審の」に、「とき」を「ものであると認めるとき」に改め、同条第二項中「再審開始の」を「前項の規定による」に改める。

第四百五十条中「第四百十六条」を「第四百十四条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第四百四十六条」に改める。

第四百五十条の二第一項中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。第三項第一号において同じ。）又は第四百四十八条第一項」に改め、同条第二項中「抗告裁判所の」の下に「第四百五十条の五第一項において準用する」を加え、同条第三項第一号中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項又は第四百四十八条第一項（第四百五十条の五第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四百五十条の三の次に次の二条を加える。

第四百五十条の四　第四百四十四条の二第二項（第三号に係る部分を除く。）の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所は、当該即時抗告について調査しなければならない。

前項の抗告裁判所は、第四十三条第三項の規定にかかわらず、事実の取調べをすることができない。

第一項の即時抗告が理由のあるときは、第四百二十六条第二項の規定にかかわらず、決定で、原決定を取り消して、事件を再審の請求を受けた裁判所に差し戻さなければならない。

前三項の規定は、第一項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十条の五　第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二、第四百四十五条の三、第四百四十五条の七（第一項を除く。）から第四百四十五条の九まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。この場合において、第四百四十五条の八第一項中「再審の請求」とあるのは、「即時抗告」と読み替えるものとする。

第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二第一項及び第二項、第四百四十五条の三第一項から第三項まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十一条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「見込」を「見込み」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に、「見込」を「見込み」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「再審の請求をした者」を「再審請求者」に、「附しなければ」を「付さなければ」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条、第十五条及び第十六条の規定　公布の日

二　第一条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

三　第二条中刑事訴訟法第百八十八条の二、第百八十八条の三、第百八十八条の六及び第百八十八条の七の改正規定並びに附則第七条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度その他の再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（再審の請求の手続の迅速化等）

第三条　再審の請求の手続については、近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、裁判の迅速化に関する法律（平成十五年法律第百七号）第二条第一項の目標が実現されるよう、適正かつ迅速に行われなければならない。

2　再審の請求をした者（検察官を除く。）、弁護人及び検察官は、再審の請求の手続が迅速に行われるよう、裁判所に進んで協力しなければならない。

（証拠の提出命令による証拠の提出の在り方等）

第四条　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。附則第六条第一項において同じ。）による改正後の刑事訴訟法（以下「第二条改正後刑事訴訟法」という。）第四百四十五条の二第一項の規定による決定については、再審の請求の理由に関連すると認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意されなければならない。

2　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であって任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うものとする。

（再審開始の決定に対する不服申立て等に係る審理期間）

第五条　近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定に対する不服申立てであって附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条及び次条において「第二号施行日」という。）以後にされたもの又は当該決定に対する不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てであって第二号施行日以後にされたものについては、それぞれ事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならない。

（再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する経過措置）

第六条　第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（次項及び附則第十二条において「第一条改正後刑事訴訟法」という。）第四百五十条の三第一項の規定は、第二条の規定による改正前の刑事訴訟法（以下この条及び附則第十二条において「第二条改正前刑事訴訟法」という。）第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。次項及び附則第八条において「第二条改正前決定」という。）であって第二号施行日以後にされたもの及び第二条改正後刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定（次項において「第二条改正後決定」という。）に対する即時抗告（刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを含む。以下この条において同じ。）について適用し、第二号施行日前にされた第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告については、適用しない。

2　第一条改正後刑事訴訟法第四百五十条の三第二項の規定は、第二条改正前決定又は第二条改正後決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第二号施行日以後にされた決定に対する刑事訴訟法第四百三十三条第一項の抗告について適用し、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第二号施行日前にされた決定に対する刑事訴訟法第四百三十三条第一項の抗告については、適用しない。

（再審請求手続に関する費用補償に関する経過措置）

第七条　第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の刑事訴訟法第百八十八条の二第二項及び第三項の規定は、再審開始の決定が確定した事件について同号に掲げる規定の施行の日以後に無罪の判決が確定した場合における当該再審開始の決定に係る再審の請求の手続に要した費用であって同日前に生じたものについても適用する。

（再審公判における裁判官の除斥に関する経過措置）

第八条　第二条改正後刑事訴訟法第四百三十八条の二第二項の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与した裁判官にも適用する。

一　第二条改正前決定

二　第二条改正前決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことのみを理由とするものを除く。）

（再審の請求に関する調査手続及び審判手続に関する経過措置）

第九条　第二条改正後刑事訴訟法第四百四十四条の二から第四百四十五条の三まで、第四百四十五条の七から第四百四十五条の九まで、第四百四十六条、第四百四十七条、第四百四十八条第一項及び第二項、第四百五十条、第四百五十条の二、第四百五十条の四並びに第四百五十条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に再審の請求があった事件について適用し、施行日前に再審の請求があった事件（次条及び附則第十一条において「施行前請求事件」という。）については、なお従前の例による。

（再審請求手続において謄写された証拠の複製等の適正管理等に関する経過措置）

第十条　第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四及び第四百四十五条の五の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手続において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等（刑事訴訟法第二百八十一条の三に規定する複製等をいう。次項において同じ。）についても適用する。この場合において、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四中「審判開始の決定をした後に検察官」とあるのは、「検察官」とする。

2　第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の六の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手続において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が施行日以後に謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等についても適用する。

（再審請求手続の受継に関する経過措置）

第十一条　第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の十の規定は、施行前請求事件に係る再審の請求をした者（検察官を除く。）が施行日以後に死亡した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が」とあるのは「再審の請求をした者（検察官を除く。）が刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十七号）の施行の日以後に」と、同条第四項中「審判開始の決定をした」とあるのは「再審の請求を受けた」とする。

（死刑確定者の拘置の停止に関する経過措置）

第十二条　施行日以後における第一条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第三項の規定の適用については、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止（附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）は、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止とみなす。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第十三条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十一　再審開始の決定が確定した事件について、次に掲げる裁判に関与した者

イ　原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判

(1)　刑事訴訟法第三百三十三条、第三百三十四条又は第三百三十六条の規定による判決

(2)　(1)に掲げる判決に係る刑事訴訟法第三百九十六条の規定による判決

(3)　略式命令

ロ　当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定

(1)　刑事訴訟法第四百四十四条の二第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第四百四十七条第一項若しくは第四百四十八条第一項の規定による決定

(2)　(1)に掲げる決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定（当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことのみを理由とするものを除く。）

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十七条（第十一号ロに係る部分に限る。）の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての附則第八条各号に掲げる決定に関与した者にも適用する。

（情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条　情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち刑事訴訟法第四十条第一項の改正規定中「及び証拠物」を「書類」の下に」に、「及び証拠物（」を「」を、「及び証拠物」の下に「（」に、「に改め」を「を加え」に改める。

（政令への委任）

第十六条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣　平口　洋

内閣総理大臣　高市　早苗

電気事業法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十八号

電気事業法の一部を改正する法律

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三款　会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）」を「第三款　会計及び財務（第二十七条の二・第二十七条の三）　第四款　基幹送変電設備整備等計画の認定等（第二十七条の三の二・第二十七条の三の三）」に、「第二十七条の二十九の六」を「第二十七条の二十九の八」に、「第二十八条の五十」を「第二十八条の五十の四」に、「第七章　卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）」を「第七章　卸電力取引所
第一節　短期卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）
第二節　中長期卸電力取引所（第九十九条の十五―第九十九条の二十二）
第三節　需給調整卸電力取引所（第九十九条の十九―第九十九条の十八）」に改める。

第二条第一項第十四号中「発電等用電気工作物が」を「発電等用電気工作物の出力の合計が一万キロワットを超えない範囲内において経済産業省令で定める出力を超えることその他」に改める。

第二条の九第二項中「前項の場合」を「前二項の規定による登録の取消し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　経済産業大臣は、小売電気事業者が正当な理由がないのに、第二条の二の登録を受けた日から一年以内に小売電気事業を開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、同条の登録を取り消すことができる。

第二条の十中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十三条第一項第一号中「供する目的」の下に「（第二十七条の二十八の二第一項の協議の相手方以外の電気供給事業者が維持し、及び運用する同項に規定する大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する情報を保有している場合において当該協議を行うときは、当該情報については当該協議を適確に行うために当該協議の用に供する目的に限る。）」を加える。

第二章第二節に次の一款を加える。

第四款　基幹送変電設備整備等計画の認定等

（基幹送変電設備整備等計画の認定）

第二十七条の三の二　送電用の電気工作物であつてその電圧の値が経済産業省令で定める値以上のもの又は当該送電用の電気工作物と電気的に接続される変電用の電気工作物であつてその出力が経済産業省令で定める出力以上のもの（第二十八条の四十八第一項に規定する広域系統整備計画に定められたものを除く。以下「基幹送変電設備」という。）の整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者は、その整備又は更新に関する計画（以下「基幹送変電設備整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2　基幹送変電設備整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　整備又は更新を実施しようとする基幹送変電設備の設置の場所、その規模その他当該基幹送変電設備に関する事項
二　基幹送変電設備の整備又は更新の実施期間
三　基幹送変電設備の整備又は更新の実施体制
四　基幹送変電設備の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法
五　基幹送変電設備の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果
六　前各号に掲げるもののほか、基幹送変電設備の整備又は更新の実施に関し必要な事項
3　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る基幹送変電設備整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　基幹送変電設備整備等計画に基づき実施しようとする基幹送変電設備の整備又は更新が、当該申請に係る一般送配電事業者がその事業の用に供する電線路の容量を一定の値以上増加させるものであることその他の経済産業省令で定める要件に適合するものであること。
二　基幹送変電設備整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該基幹送変電設備整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。
（認定を受けた基幹送変電設備整備等計画の変更等）
第二十七条の三の三　前条第一項の認定を受けた者（以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において「認定一般送配電事業者」という。）は、当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
2　経済産業大臣は、認定一般送配電事業者が当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に従つて基幹送変電設備の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
3　経済産業大臣は、前項に規定する基幹送変電設備整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定一般送配電事業者に対して当該基幹送変電設備整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
4　前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。
第二十七条の七の二第一項中「十年」を「二十年」に改める。
第二十七条の十一の六の次に次の一条を加える。
（基幹送変電設備整備等計画の認定等）
第二十七条の十一の七　基幹送変電設備の整備又は更新を実施しようとする送電事業者は、第二十七条の三の二第二項各号に掲げる事項を記載した基幹送変電設備整備等計画を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。
2　第二十七条の三の二第三項の規定は前項の認定及び送電事業者に、第二十七条の三の三第一項の規定は当該認定及び当該認定を受けた送電事業者（以下この条及び第二十八条の四十第一項第九号において「認定送電事業者」という。）に、第二十七条の三の三第二項及び第三項の規定は認定送電事業者及び当該認定に係る基幹送変電設備整備等計画（この項において準用する同条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に、それぞれ準用する。
3　第二十七条の三の二第三項の規定は、前項において準用する第二十七条の三の三第一項の規定による変更の認定及び認定送電事業者に準用する。
第二十七条の二十八の次に次の一条を加える。
（大規模発電事業者の大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する協議）
第二十七条の二十八の二　発電事業者であつてその事業の用に供する発電等用電気工作物の出力の合計が十万キロワット以上の範囲内において経済産業省令で定める出力以上である者（以下この項及び第二十七条の二十九の七第一項において「大規模発電事業者」という。）は、経済産業省令で定める出力以上の出力の発電等用電気工作物（以下この項において「大規模発電等用電気工作物」という。）の使用を休止し、又はこれを廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その使用の休止又は廃止の日前の経済産業省令で定める日までに、当該大規模発電事業者から電気の供給を受ける一般送配電事業者又は配電事業者と、大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止の期日その他の一般送配電事業者又は配電事業における電気の供給に影響を及ぼす大規模発電等用電気工作物の使用の休止又は廃止に関する事項として経済産業省令で定めるものについて協議をしなければならない。
2　前項の協議を求められた一般送配電事業者又は配電事業者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。
第二章第五節に次の二条を加える。
（発電等用電気工作物整備等計画の認定）
第二十七条の二十九の七　発電等用電気工作物であつてその出力（二以上の発電等用電気工作物にあつては、その出力の合計）が経済産業省令で定める出力以上のものの整備又は更新を実施しようとする大規模発電事業者は、その整備又は更新に関する計画（以下「発電等用電気工作物整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。
2　発電等用電気工作物整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物の設置の場所、その規模その他当該発電等用電気工作物に関する事項
二　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施期間
三　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施体制
四　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法
五　発電等用電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果
六　前各号に掲げるもののほか、発電等用電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項
3　経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る発電等用電気工作物整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一　発電等用電気工作物整備等計画に基づき整備又は更新を実施しようとする発電等用電気工作物が、基幹送変電設備その他の電気工作物の設置及び運用の状況に照らして、継続的かつ安定的に電気を供給することができるものであることその他の経済産業省令で定める要件に適合するものであること。
二　発電等用電気工作物整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該発電等用電気工作物整備等計画を確実に遂行するために適切なものであること。
（認定発電等用電気工作物整備等計画の変更等）
第二十七条の二十九の八　前条第一項の認定を受けた者（以下この条及び第二十八条の四十第一項第十号において「認定大規模発電事業者」という。）は、当該認定に係る発電等用電気工作物整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。
2　経済産業大臣は、認定大規模発電事業者が当該認定に係る発電等用電気工作物整備等計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項及び第二十八条の四十第一項第十号において「認定発電等用電気工作物整備等計画」という。）に従つて発電等用電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
3　経済産業大臣は、認定発電等用電気工作物整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定大規模発電事業者に対して当該認定発電等用電気工作物整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

４　前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。

第二十八条の十二第一項及び第二項第一号中「第二条の九第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十八条の四十第一項第五号の二中「第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け」を「電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の」に改め、同項第五号の三中「第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け」を削り、同項第五号の四中「、第二十八条の五十四第一号及び第九十九条の八」を「及び第二十八条の五十六の二」に改め、同項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号の三を第十二号とし、第八号の二を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　認定一般送配電事業者又は認定送電事業者に対し、第二十七条の三の三第二項（第二十七条の十一の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する基幹送変電設備整備等計画に基づく基幹送変電設備の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

十　認定大規模発電事業者に対し、認定発電等用電気工作物整備等計画に基づく発電等用電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

第二章第七節第三款第六目に次の三条を加える。

（推進機関が貸付けの内容を決定するに当たつて従うべき基準）

第二十八条の五十の二　経済産業大臣は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けの内容を決定するに当たつて推進機関が従うべき基準を定めるものとする。

２　経済産業大臣は、前項の規定により同項の基準を定めるときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴くものとする。これを変更するときも、同様とする。

（貸付けの決定）

第二十八条の五十の三　推進機関は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けを行うときは、前条第一項の基準に従つて、その内容を決定しなければならない。

２　推進機関は、第二十八条の四十第一項第九号の規定による貸付けを行うかどうかを決定するときは、あらかじめ、経済産業大臣にその旨を通知し、相当の期間を定めて、意見を述べる機会を与えなければならない。

（準用）

第二十八条の五十の四　前二条の規定は、第二十八条の四十第一項第十号の規定による貸付けに準用する。

第二十八条の五十四第一号を削り、同条第二号中「第二十八条の四十第一項第八号の二」を「第二十八条の四十第一項第十一号」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第二十八条の四十第一項第八号の三」を「第二十八条の四十第一項第十二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十八条の五十六中「第八号の二」を「第十一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（広域系統整備交付金交付等業務等に係る財源措置）

第二十八条の五十六の二　政府は、予算の範囲内において、推進機関に対し、広域系統整備交付金交付等業務並びに第二十八条の四十第一項第九号及び第十号に掲げる業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第四十条の次に次の一条を加える。

（事業用電気工作物の製造事業者等の責務）

第四十条の二　事業用電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この条、第百六条第六項、第百七条第四項及び第十六項並びに第百七条の二第一項において同じ。）を設置する者が、当該事業用電気工作物を第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準（同条第二項第一号に係る部分のうち経済産業省令で定める部分に限る。）に適合するようにするため必要な措置を講じようとするときは、当該事業用電気工作物の製造、販売（自ら輸入したものの販売に限る。第百七条の二第一項において同じ。）又は工事を行つた事業者（当該事業用電気工作物を設置する者を除く。以下「製造事業者等」という。）は、当該事業用電気工作物を設置する者の求めに応じ、その措置の実施に協力するよう努めなければならない。

２　経済産業大臣は、事業用電気工作物を設置する者に対し前条の規定による命令又は処分（前項に規定する技術基準に係るものに限る。）をした場合において、その設置する者が当該命令又は処分を受けてとる措置の実施に当該事業用電気工作物の製造事業者等が協力せず、当該措置の実施に著しく支障を及ぼしていると認めるときは、当該製造事業者等に対し、当該措置の実施に協力するよう勧告することができる。

３　経済産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、事業用電気工作物の製造事業者等が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四十八条の二第一項中「する者」の下に「及びその設置又は変更の工事（第四十七条第一項及び前条第一項の主務省令で定めるものを除く。）であつて主務省令で定めるものをしようとする者（第三項及び第四項において「届出者等」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

３　届出者等は、工事の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、前項の証明書を経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第八十条第一項の規定により経済産業大臣が自ら行う特殊電気工作物の適合性確認により、当該特殊電気工作物が第三十九条第一項の主務省令で定める技術基準に適合していることの確認を受けたときは、この限りでない。

４　届出者等が、経済産業省令で定めるところにより、当該特殊電気工作物が荷重及び外力に対して安全な構造を有するものとして経済産業大臣の指定するものに該当するものであることを証する書類を経済産業大臣に提出した場合には、第一項及び前項本文の規定は、適用しない。

第六十六条の十一第一項第二号中「第二条の九第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項第三号中「、第三十七条の十一」を「若しくは第三十七条の十一」に、「、第九十九条の十三」を「若しくは第九十九条の十三（これらの規定を第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」に、「又は」を「、第九十九条の十八、第九十九条の二十二又は」に改め、同項第四号中「第九十九条の九第一項」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「第六項、」を「第六項又は」に、「又は第九十九条の七第一項」を「若しくは第九十九条の七第一項（これらの規定を第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」に改め、同項第十号中「又は第九十七条第一項」を「、第九十七条第一項、第九十九条の十五又は第九十九条の十九」に改め、同項第十六号中「第九十九条の十四」の下に「、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」を加える。

第六十九条第一項第二号中「次の」を「特殊電気工作物（次号に規定するものを除く。）の適合性確認にあつては、次の」に、「者が」を「者が当該」に改め、同号イ中「除く」の下に「。次号イにおいて同じ」を、「実務又は」の下に「当該特殊電気工作物の」を加え、同号ロ中「含む」の下に「。次号ロにおいて同じ」を、「実務又は」の下に「当該特殊電気工作物の」を加え、同号ハ中「又は」の下に「当該特殊電気工作物の」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　特殊電気工作物のうち適合性確認において荷重及び外力に対する構造耐力に係る性能のみの評価を必要とするものとして経済産業省令で定めるものの適合性確認にあつては、前号イからハまでのいずれかに該当する者又は次のいずれかに該当する者が当該適合性確認を実施し、その人数が二名以上であること。

イ　学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において土木工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、建築物その他の構築物の設計に関する実務又は当該特殊電気工作物の適合性確認に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において土木工学若しくは建築学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）であつて、建築物その他の構築物の設計に関する実務又は当該特殊電気工作物の適合性確認に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ　建築物その他の構築物の設計に関する実務又は当該特殊電気工作物の適合性確認に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

第七十一条第三項中「、適合性確認を行うときは」を削り、「者に」を「特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、同項第三号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、当該」に改める。

第八十条の六中「第七十一条及び」を「第七十一条第一項及び第二項並びに」に改め、「第六十九条第一項第二号」の下に「に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号に規定する者に、同項第三号に規定する特殊電気工作物の適合性確認を行うときは同号」を加え、「第八十条の三第一項第一号」を「安全管理審査を行うときは、第八十条の三第一項第一号」と、「、当該適合性確認」とあるのは「安全管理審査」に改める。

第七章中第九十七条の前に次の節名を付する。

第一節　短期卸電力取引所

第九十七条第一項中「「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に、「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改め、同条第二項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十八条第一項中「卸電力取引所は」を「短期卸電力取引所は」に改め、同項第一号中「電気事業者」を「卸電力取引市場（電気事業者」に、「（次項及び第九十九条の二において「卸電力取引市場」という」を「をいう。以下同じ。）のうち、翌日市場（電気事業者が翌日に受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場をいう。以下同じ」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　卸電力取引市場のうち、翌日市場、第九十九条の十六第一号に規定する中長期市場及び第九十九条の二十第一号に規定する需給調整市場以外のものであつて、翌日市場開設業務の実施に関する規程（以下この節において「業務規程」という。）で定めるものを開設すること。

第九十八条第二項を削り、同条第三項中「卸電力取引所は、翌日市場」を「短期卸電力取引所は、地域間売買取引（翌日市場」に、「売買取引」を「電力の売買取引をいう。第九十九条の八において同じ。）」に改め、同項を同条第二項とする。

第九十九条第一項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改め、同条第二項中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十九条の二中「卸電力取引市場」の下に「であつて短期卸電力取引所が開設するもの」を加え、「この章」を「この節」に改める。

第九十九条の三第二項及び第三項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の四第一項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改め、同条第二項中「翌日市場における電力の」を削り、「は、卸電力取引所」を「のうち翌日市場に係るものは、前項の規定にかかわらず、短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の五中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の六中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十九条の七中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の八中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「推進機関が行う広域系統整備交付金交付等業務に要する費用に充てるため、推進機関に対し、経済産業省令」を「政令」に、「翌日市場における地域間の売買取引」を「地域間売買取引」に改め、「金額を」の下に「、エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に」を加える。

第九十九条の九第一項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改め、同条第二項中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十九条の十及び第九十九条の十一中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の十二中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第九十九条の十三中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に、「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める。

第九十九条の十四中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に、「市場開設業務の」を「翌日市場開設業務の」に改め、同条第四号中「市場開設業務」を「翌日市場開設業務」に改める。

第七章に次の二節を加える。

第二節　中長期卸電力取引所

（指定）

第九十九条の十五　経済産業大臣は、第九十七条第一項に規定する法人であつて、次条に規定する業務（以下「中長期市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、中長期卸電力取引所として指定することができる。

一　職員、中長期市場開設業務の実施の方法その他の事項についての中長期市場開設業務の実施に関する計画が、中長期市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の中長期市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、中長期市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　中長期市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて中長期市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　第九十九条の十八の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六　役員のうちに第九十七条第一項第六号イ又はロのいずれかに該当する者がないこと。

（業務）

第九十九条の十六　中長期卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　卸電力取引市場のうち、中長期市場（電気事業者が翌々日以降の一定の期間にわたつて受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の売買取引を行うための市場をいう。次号及び第九十九条の二十第二号において同じ。）を開設すること。

二　卸電力取引市場のうち、翌日市場、中長期市場及び第九十九条の二十第一号に規定する需給調整市場以外のものであつて、中長期市場開設業務の実施に関する規程（次条及び第九十九条の十八第四号において「業務規程」という。）で定めるものを開設すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、中長期卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（準用）

第九十九条の十七　第九十七条第二項、第九十九条から第九十九条の七まで（第九十九条の四第二項を除く。）及び第九十九条の九から第九十九条の十三までの規定は、中長期卸電力取引所、中長期市場開設業務、業務規程及び卸電力取引市場であつて中長期卸電力取引所が開設するものにおける電力の売買取引に準用する。この場合において、第九十九条の七第一項中「第九十七条第一項」とあるのは、「第九十九条の十五」と読み替えるものとする。

（指定の取消し等）

第九十九条の十八　経済産業大臣は、中長期卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて中長期市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九十九条の十五第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二　第九十九条の十五第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三　前条において準用する第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。

四　前条において準用する第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで中長期市場開設業務を行つたとき。

五　前条において準用する第九十九条第二項、第九十九条の十一又は第九十九条の十三の規定による命令に違反したとき。

六　不正の手段により第九十九条の十五の指定を受けたとき。

第三節　需給調整卸電力取引所

（指定）

第九十九条の十九　経済産業大臣は、第九十七条第一項に規定する法人であつて、次条に規定する業務（以下「需給調整市場開設業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、需給調整卸電力取引所として指定することができる。

一　職員、需給調整市場開設業務の実施の方法その他の事項についての需給調整市場開設業務の実施に関する計画が、需給調整市場開設業務の適確な実施のために適切なものであること。

二　前号の需給調整市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三　役員又は職員の構成が、需給調整市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四　需給調整市場開設業務以外の業務を行う場合には、その業務を行うことによつて需給調整市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五　第九十九条の二十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

六　役員のうちに第九十七条第一項第六号イ又はロのいずれかに該当する者がないこと。

（業務）

第九十九条の二十　需給調整卸電力取引所は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　卸電力取引市場のうち、需給調整市場（一般送配電事業者又は配電事業者がその供給区域における需給の状況の変動に応じて電気を供給するため当該需給の状況の変動に応じて受け渡される経済産業省令で定める時間を単位とする電力の最大量の売買取引を行うための市場をいう。次号において同じ。）を開設すること。

二　卸電力取引市場のうち、翌日市場、中長期市場及び需給調整市場以外のものであつて、需給調整市場開設業務の実施に関する規程（次条及び第九十九条の二十二第四号において「業務規程」という。）で定めるものを開設すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四　前三号に掲げるもののほか、需給調整卸電力取引所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

（準用）

第九十九条の二十一　第九十七条第二項、第九十九条から第九十九条の七まで（第九十九条の四第二項を除く。）及び第九十九条の九から第九十九条の十三までの規定は、需給調整卸電力取引所、需給調整市場開設業務、業務規程及び卸電力取引市場であつて需給調整卸電力取引所が開設するものにおける電力の売買取引に準用する。この場合において、第九十九条の七第一項中「第九十七条第一項」とあるのは、「第九十九条の十九」と読み替えるものとする。

（指定の取消し等）

第九十九条の二十二　経済産業大臣は、需給調整卸電力取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて需給調整市場開設業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第九十九条の十九第一号から第四号までに掲げる基準に適合していないと認めるとき。

二　第九十九条の十九第六号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

三　前条において準用する第九十七条第二項、第九十九条第一項、第九十九条の三第三項、第九十九条の五から第九十九条の七まで又は第九十九条の九第一項の規定に違反したとき。

四　前条において準用する第九十九条第一項の認可を受けた業務規程によらないで需給調整市場開設業務を行つたとき。

五　前条において準用する第九十九条第二項、第九十九条の十一又は第九十九条の十三の規定による命令に違反したとき。

六　不正の手段により第九十九条の十九の指定を受けたとき。

第百六条第六項中「により」の下に「、事業用電気工作物の製造事業者等」を加え、同条第十二項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所若しくは需給調整卸電力取引所」に改める。

第百七条第四項中「職員に」の下に「、事業用電気工作物の製造事業者等」を加え、同条第九項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所若しくは需給調整卸電力取引所」に改め、同条第十六項中「次項、次条及び第百二十七条において」を「以下」に改め、「第四項（」の下に「事業用電気工作物の製造事業者等のうちその工事を行つた事業者に係る部分及び」を加える。

第百七条の二中「前条第十六項」を「第百七条第十六項」に改め、同条を第百七条の三とし、第百七条の次に次の一条を加える。

（事業用電気工作物の提出）

第百七条の二　経済産業大臣は、前条第四項（事業用電気工作物の製造事業者等のうちその製造又は販売を行つた事業者に係る部分に限る。）の規定によりその職員に、又は同条第十六項（事業用電気工作物の製造事業者等のうちその製造又は販売を行つた事業者に係る部分に限る。）の規定により機構に事業用電気工作物の製造又は販売を行つた事業者の工場又は営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせ、又は立入検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は立入検査を行わせることが著しく困難であると認められる事業用電気工作物があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2　国は、前項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3　前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による命令により通常生ずべき損失とする。

第百八条第二項中「第二条の九第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「又は第九十九条の十四」を「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）、第九十九条の十四、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」に改める。

第百十二条の二第二号中「又は第九十七条第一項」を「、第九十七条第一項、第九十九条の十五又は第九十九条の十九」に改め、同条第四号中「第九十七条第二項」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加え、同条第九号中「第九十九条の九第一項」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十三号中「第九十九条の十四」の下に「、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」を加え、「市場開設業務」を「翌日市場開設業務、中長期市場開設業務若しくは需給調整市場開設業務」に改める。

第百十四条第一項及び第二項中「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所」に改める。

第百十七条の三中「又は第九十九条の十四」を「、第九十九条の十四、第九十九条の十八又は第九十九条の二十二」に、「又は市場開設業務」を「、翌日市場開設業務、中長期市場開設業務又は需給調整市場開設業務」に、「又は卸電力取引所」を「、短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所」に改める。

第百十七条の四第二号中「第九十九条の十二」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加える。

第百十八条第四号中「発電」の下に「又は放電」を加える。

第百十九条の四中「又は卸電力取引所」を「、短期卸電力取引所、中長期卸電力取引所又は需給調整卸電力取引所」に改め、同条第一号中「第九十九条の九第一項」の下に「（第九十九条の十七及び第九十九条の二十一において準用する場合を含む。）」を加え、「又は市場開設業務」を「、翌日市場開設業務、中長期市場開設業務又は需給調整市場開設業務」に改める。

第百二十条第八号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第四十八条の二第三項」に改め、同条に次の一号を加える。

十四　第百七条の二第一項の規定による命令に違反したとき。

第百二十四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　第二十八条の五十の三第二項（第二十八条の五十の四において準用する場合を含む。）の規定に違反して経済産業大臣に通知をしなかつたとき。

第百二十七条中「第百七条の二」を「第百七条の三」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二十七条の七の二第一項の改正規定及び附則第九条の規定　公布の日

二　第百十八条第四号の改正規定　公布の日から起算して十日を経過した日

三　目次の改正規定（「第七章　卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）」を「第七章　卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十四）
第一節　短期卸電力取引所（第九十七条―第九十九条の十八）
第二節　中長期卸電力取引所（第九十九条の十九―第九十九条の二十二）」に改める部分に限る。）、第四十条の次に一条を加える改正規定、第四十八条の二の改正規定、第六十六条の十一第一項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）、第六十九条第一項の改正規定、第七十一条第三項の改正規定、第八十条の六の改正規定、第九十七条から第九十九条の七までの改正規定、第九十九条の八の改正規定（「卸電力取引所」を「短期卸電力取引所」に改める部分及び「翌日市場における地域間の売買取引」を「地域間売買取引」に改める部分に限る。）、第九十九条の九から第九十九条の十四までの改正規定、第七章に二節を加える改正規定、第百六条の改正規定、第百七条の二の改正規定、同条を第百七条の三とする改正規定、第百七条の次に一条を加える改正規定、第百八条第二項の改正規定（「第二条の九第一項」の下に「若しくは第二項」を加える部分を除く。）、第百十二条の二の改正規定、第百十四条の改正規定、第百十七条の三の改正規定、第百十七条の四第二号の改正規定、第百十九条の四の改正規定、第百二十条の改正規定及び第百二十七条の改正規定並びに附則第三条、第五条、第六条、第八条及び第十二条の規定　公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（登録適合性確認機関の登録に関する準備行為）

第二条　前条第三号に掲げる規定による改正後の電気事業法（以下「第三号新電気事業法」という。）第四十八条の二第一項の登録を受けようとする者は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前においても、電気事業法第六十七条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定により登録の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第四十八条の二第一項及び第六十九条並びに電気事業法第六十八条の規定の例により、その登録をすることができる。

3　経済産業大臣は、前項の登録をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

4　第二項の登録を受けた者は、第三号施行日前においても、電気事業法第七十三条第一項に規定する業務規程を経済産業大臣に届け出ることができる。

5　第二項の登録、第三項の規定による公示及び前項の規定による届出は、第三号施行日において、それぞれ第三号新電気事業法第四十八条の二第一項の登録、第三号新電気事業法第百十二条の二（第三号に係る部分に限る。）の規定による公示（第三号新電気事業法第四十八条の二第一項の登録に係るものに限る。）及び電気事業法第七十三条第一項の規定による届出とみなす。

（短期卸電力取引所の指定に関する経過措置）

第三条　第三号施行日において現に附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の電気事業法（次条第一項及び附則第六条において「旧法」という。）第九十七条第一項の規定による指定を受けている者（以下「旧卸電力取引所」という。）は、第三号施行日において第三号新電気事業法第九十七条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

第四条　旧卸電力取引所は、第三号施行日前に、第三号新電気事業法第九十九条第一項及び第三項の規定の例により、旧法第九十八条第二項に規定する業務規程の変更をし、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会（附則第七条第三項及び第七項において「委員会」という。）の意見を聴かなければならない。

3　第一項の認可を受けた同項の業務規程は、第三号施行日において第三号新電気事業法第九十九条第一項の認可を受けた第三号新電気事業法第九十八条第一項第二号に規定する業務規程とみなす。

第五条　経済産業大臣は、旧卸電力取引所が前条第一項の規定に違反したときは、附則第三条の規定により受けたものとみなされた第三号新電気事業法第九十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

第六条　第三号施行日前に、旧法又はこれに基づく命令により旧卸電力取引所に対して行い、又は旧卸電力取引所が行った処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、第三号新電気事業法又はこれに基づく命令中の相当する規定によって、第三号新電気事業法第九十七条第一項に規定する短期卸電力取引所に対して行い、又は当該短期卸電力取引所が行った処分、手続その他の行為とみなす。

（中長期卸電力取引所の指定に関する準備行為）

第七条　第三号新電気事業法第九十九条の十五の規定による指定を受けようとする者は、第三号施行日前においても、同条の規定の例により、その申請を行うことができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定により指定の申請があった場合には、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十五の規定の例により、その指定をすることができる。

3　経済産業大臣は、前項の指定をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4　経済産業大臣は、第二項の指定をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

5　第二項の指定を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条第一項及び第三項の規定の例により、第三号新電気事業法第九十九条の十六第二号に規定する業務規程について経済産業大臣の認可を受けることができる。

6　第二項の指定を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条の七第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算について経済産業大臣の認可を受けることができる。

7　経済産業大臣は、前二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

8　第二項の指定を受けた者は、第三号施行日前においても、第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条の十の規定の例により、役員の選任について経済産業大臣の認可を受けることができる。

9　第二項の指定、第四項の規定による公示並びに第五項、第六項及び前項の認可は、第三号施行日において、それぞれ第三号新電気事業法第九十九条の十五の規定による指定、第三号新電気事業法第百十二条の二（第二号に係る部分に限る。）の規定による公示（第三号新電気事業法第九十九条の十五の指定に係るものに限る。）並びに第三号新電気事業法第九十九条の十七において準用する第三号新電気事業法第九十九条第一項、第九十九条の七第一項及び第九十九条の十の認可とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第八条　第三号施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十条　政府は、この法律による改正後の電気事業法（以下この条において「新電気事業法」という。）の施行の状況等を勘案し、新電気事業法第二十七条の二十八の二第一項に規定する大規模発電事業者に係る規制の在り方、新電気事業法第二十八条の四十第一項第五号の三、第九号及び第十号に掲げる業務の必要性の有無を含めた広域的運営推進機関の業務の在り方、第三号新電気事業法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十一条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第五項第一号ホを同号ヘとし、同号ニ中「ホ」を「ヘ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十八条の五十六の二の規定に基づく広域的運営推進機関に対する補助

第八十五条第五項第三号中「第八十八条第二項第二号チ」を「第八十八条第二項第一号ト」に改め、同号チを同号リとし、ヘの次に次のように加える。

ト　電気事業法第九十九条の八の規定による納付金

第八十八条第二項第二号中ワをカとし、ヘからヲまでをトからワまでとし、同号ホ中「第八十五条第五項第一号ニ及びホ」を「第八十五条第五項第一号ホ及びヘ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　第八十五条第五項第一号ニの補助金

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

第十二条　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法」を削り、「をいう。第二条の四第二項第二号及び第十五条の三第三号において」を「であって、同法第九十七条第一項に規定する短期卸電力取引所が開設するものをいう。以下」に改める。

第十七条第一項第一号中「（電気事業法第九十七条に規定する卸電力取引所が開設する同法第九十八条第一項第一号に規定する卸電力取引市場をいう。次条第三項第一号において同じ。）」を削る。

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正
内閣総理大臣　高市　早苗

国旗の損壊等の処罰に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第六十九号

国旗の損壊等の処罰に関する法律

（定義）

第一条　この法律において「国旗」とは、国旗及び国歌に関する法律（平成十一年法律第百二十七号）に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物をいう。

（罰則等）

第二条　人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法により、公然と国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2　前項の方法に該当するかどうかの判断は、行為の外形、周囲の状況その他の客観的な事情を総合的に勘案して行うものとする。

（適用上の注意）

第三条　この法律の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（検討）

2　この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する状況に係る映像に関するインターネット等の利用の状況、損壊され若しくは汚損された国旗を公然と陳列する行為又はこれに類する行為の発生の状況その他この法律の施行状況等を勘案し、国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかどうか等の観点から検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

法務大臣　平口　洋
内閣総理大臣　高市　早苗

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十号

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、ヒト胚（はい）又はヒト生殖細胞に対してゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに当該遺伝子改変の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植することを禁止するとともに、ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け及び輸入並びに使用を規制し、その他ヒトゲノム編集胚等の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、人の生命及び身体の安全の確保を図り、併せて科学技術の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　ヒト胚　ヒトの一の細胞（ヒト生殖細胞を除く。）又は細胞群であって、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。

二　ヒト生殖細胞　ヒトの精子（精子に変化する過程にある細胞を含む。）又は未受精卵（未受精の卵細胞及び卵母細胞をいい、これらに変化する過程にある細胞を含む。）をいう。

三　ゲノム編集技術等　ゲノム編集技術（デオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列に関し、特定の配列若しくはその近傍の塩基の配列における塩基間の結合を切断し、又は当該特定の配列若しくはその近傍の塩基の配列を改変する技術をいう。）その他の核酸その他の遺伝子の発現と密接な関係を有する物の構造又は機能に影響を及ぼすことで遺伝子の発現に影響を与え得る技術であって政令で定めるものをいう。

四　ヒトゲノム編集胚等　ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第百四十六号）第四条第一項に規定する特定胚以外のヒト胚又はヒト生殖細胞であって次に掲げるものをいう。

イ　ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒト胚（当該ヒト胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれのヒト胚を含む。）

ロ　ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒト生殖細胞（当該ヒト生殖細胞が一回以上分裂その他の変化をすることにより順次生ずるそれぞれのヒト生殖細胞を含む。）

ハ　ロに掲げるヒト生殖細胞と他のヒト生殖細胞との受精により生ずるヒト胚（当該ヒト胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれのヒト胚を含む。）

五　動物　哺乳綱に属する種の個体（ヒトを除く。）をいう。

六　胎内　女性又は動物の雌の内生殖器をいう。

（禁止行為）

第三条　何人も、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植してはならない。ただし、ヒトゲノム編集胚等を動物の胎内に移植する場合で、その胎内において胎盤の形成を開始する可能性がないものとして政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

（指針）

第四条　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、ヒトゲノム編集胚等が人又は動物の胎内に移植された場合に、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに予測し得ない遺伝子改変の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、次に掲げる取扱い（以下「ヒトゲノム編集胚等の取扱い」という。）の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

一　ヒトゲノム編集胚等の作成（当該作成のために行うヒトゲノム編集胚等の使用を含む。以下同じ。）

二　ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入

三　ヒトゲノム編集胚等の使用（第一号のヒトゲノム編集胚等の使用を除く。第六条第三項第三号ハ及び附則第三条第四項第三号ハを除き、以下同じ。）

四　前三号に掲げるもののほか、その保有するヒトゲノム編集胚等の管理その他の取扱い

2　指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　許容されるヒトゲノム編集胚等を取り扱う用途の要件に関する事項

二　ヒトゲノム編集胚等の作成に必要なヒト胚又はヒト生殖細胞の提供者の同意が得られていることその他の許容されるヒトゲノム編集胚等の作成の要件に関する事項

三　譲り受け、又は輸入するヒトゲノム編集胚等が適正な取扱いが行われたものであることその他の許容されるヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の要件に関する事項

四　許容されるヒトゲノム編集胚等の使用の要件に関する事項

五　その保有するヒトゲノム編集胚等の管理方法が適切であることその他の許容されるその保有するヒトゲノム編集胚等の管理の要件に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関して配慮すべき手続その他の事項

3　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合科学技術・イノベーション会議の意見を聴かなければならない。

4　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（遵守義務）

第五条　ヒトゲノム編集胚等の取扱いは、指針に従って行わなければならない。

（取扱計画書の届出）

第六条　ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者は、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する計画書（以下「取扱計画書」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、あらかじめ、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、保有するヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄又は滅失については、この限りでない。

一　ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け又は輸入をする場合　次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める日

イ　ヒトゲノム編集胚等の作成のために他のヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け又は輸入をする場合　ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入の日又は当該他のヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入の日のうちいずれか早い日

ロ　イに掲げる場合以外の場合　ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け又は輸入の日のうちいずれか早い日

二　前号に掲げる場合以外の場合　ヒトゲノム編集胚等の使用を行う場合における当該使用の日

2　前項の規定による届出は、次に掲げる用途ごとに、これをしなければならない。

一　研究に関するものとして、次に掲げるいずれかの用途

イ　臨床研究（医薬品等（臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二条第三項に規定する医薬品等をいう。）を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究をいう。以下この号において同じ。）以外の研究であって、生殖医療に係る研究その他のこども（こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）第三条第一項に規定するこどもをいう。）及び妊産婦その他母性の保健の向上に係る研究として政令で定めるもの

ロ　臨床研究以外の研究であって、公衆衛生の向上及び増進に係る研究（イの政令で定めるものを除く。）として政令で定めるもの

ハ　臨床研究以外の研究であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの

ニ　臨床研究

二　研究以外の用途

3　取扱計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　その取扱いを行うヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

三　ヒトゲノム編集胚等の作成を行う場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該ヒトゲノム編集胚等の作成の方法

ロ　当該ヒトゲノム編集胚等の作成の予定日

ハ　当該ヒトゲノム編集胚等の作成のために、他のヒトゲノム編集胚等の使用をする場合にあっては、当該他のヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

ニ　ハの他のヒトゲノム編集胚等の作成を行う場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該他のヒトゲノム編集胚等の作成の方法

(2)　当該他のヒトゲノム編集胚等の作成の予定日

ホ　ハの他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をする場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該他のヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容

(2)　当該他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の予定日

四　ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をする場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該ヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容

ロ　当該ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の予定日

五　ヒトゲノム編集胚等を前項第一号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、当該研究の内容及び当該研究での使用の内容

六　ヒトゲノム編集胚等を前項第二号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、主務省令で定める研究以外の用途の区分に応じ、ヒトゲノム編集胚等の研究以外の用途の内容及び当該用途での取扱いに関する事項として主務省令で定めるもの

七　前各号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する事項として主務省令で定める事項

4　第一項の規定による届出をした者は、その届出をした取扱計画書（この項若しくは次項本文の規定による変更の届出又は同項ただし書の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「届出取扱計画書」という。）に係る前項各号に掲げる事項について主務省令で定める重要な変更（次条第一項及び第十二条の規定による届出取扱計画書に記載された事項の変更の命令に基づく変更を除く。）をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

5　第一項の規定による届出をした者は、前項の場合を除き、届出取扱計画書に係る第三項各号に掲げる事項につき変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該変更の内容を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、この限りでない。

（届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いに対する措置命令）

第七条　主務大臣は、前条第一項又は第四項の規定による届出があった場合において、その届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2　主務大臣は、前条第一項又は第四項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、主務大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

（届出に係るヒトゲノム編集胚等の作成等の制限）

第八条　第六条第一項又は第四項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日（前条第二項後段の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、それぞれ、届出取扱計画書に基づくヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入又は使用をしてはならない。

（偶然の事由によるヒトゲノム編集胚等の生成の届出）

第九条　第六条第一項の規定による届出をした者は、偶然の事由により届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等から別のヒトゲノム編集胚等が生じたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、当該生じたヒトゲノム編集胚等の廃棄を直ちに行う場合は、この限りでない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　生じたヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

三　生じたヒトゲノム編集胚等の生成の時期

四　生じたヒトゲノム編集胚等の管理の方法

五　前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（記録）

第十条　第六条第一項又は前条の規定による届出をした者は、主務省令で定めるところにより、届出取扱計画書又は同条の規定による届出に係るヒトゲノム編集胚等について、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一　作成、譲受け若しくは輸入をし、若しくは保有をし、又は偶然の事由により生じたヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

二　届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入の時期又は偶然の事由により生じたヒトゲノム編集胚等の生成の時期

三　届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いの経過又は偶然の事由により生じたヒトゲノム編集胚等の取扱いの経過

四　前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

２　前項の記録は、主務省令で定めるところにより、保存しなければならない。

（ヒトゲノム編集胚等の譲渡し等の届出）

第十一条　第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者は、届出取扱計画書又は同条の規定による届出に係るヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄をし、又はそのヒトゲノム編集胚等が滅失したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　譲渡し、輸出若しくは廃棄をし、又は滅失したヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量並びに当該ヒトゲノム編集胚等に係るゲノム編集技術等の内容

三　ヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄又は滅失の時期及び廃棄又は滅失の場合にあっては、その態様

四　前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

（ヒトゲノム編集胚等の取扱いに対する措置命令）

第十二条　主務大臣は、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者がヒトゲノム編集胚等の取扱いを開始した後、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（個人情報の保護）

第十三条　第六条第一項の規定による届出をした者は、届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等の作成に用いられたヒト胚又はヒト生殖細胞の提供者の個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（報告徴収）

第十四条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者に対し、届出取扱計画書又は同条の規定による届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（立入検査）

第十五条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第六条第一項若しくは第九条の規定による届出をした者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により職員が事務所又は研究施設に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（主務大臣等）

第十六条　この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる第六条第一項の規定による届出をした者の同条第二項各号に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。

一　第六条第二項第一号イに掲げる用途　内閣総理大臣及び文部科学大臣

二　第六条第二項第一号ロに掲げる用途　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣

三　第六条第二項第一号ハに掲げる用途　文部科学大臣

四　第六条第二項第一号ニ又は第二号に掲げる用途　厚生労働大臣

２　第十四条及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は文部科学大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。

３　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第一項各号に掲げる用途に係る事務を円滑に実施するため、取扱計画書の共有その他の必要な情報の交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

４　この法律における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令・文部科学省令とする。

（権限の委任）

第十七条　この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）は、こども家庭庁長官に委任する。

２　前項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

３　この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

４　前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（経過措置）

第十八条　この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（罰則）

第十九条　第三条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入又は使用をしたとき。

二　第七条第一項の規定による命令に違反したとき。

三　第十二条の規定による命令に違反したとき。

第二十一条　第八条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二　第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三　第十条第一項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成したとき。

四　第十条第二項の規定に違反したとき。

五　第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

六　第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

七　第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第二十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況、ゲノム編集技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

（ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現にその保有するヒトゲノム編集胚等についてヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者においては、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間（当該期間内に次項の規定により届出をした者においては、当該届出までの間。以下「猶予期間」という。）は、第五条及び第六条第一項の規定は適用しない。

2　前項のヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う場合においては、猶予期間を経過して引き続き当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者が、猶予期間を経過する日までの間におけるヒトゲノム編集胚等の取扱いの内容及び同日後におけるヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する計画を記載した書類を作成し、主務省令で定めるところにより、同日までの間に、これを主務大臣に届け出なければならない。

3　第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「附則第三条第二項」と読み替えるものとする。

4　第二項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　猶予期間を経過する日における取扱いに係るヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

三　施行日前にヒトゲノム編集胚等の作成を行い、又は施行日においてヒトゲノム編集胚等の作成を行っている場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該作成を行い、又は当該作成を行っているヒトゲノム編集胚等の作成の方法

ロ　当該作成を行ったヒトゲノム編集胚等の作成の日又は当該作成を行っているヒトゲノム編集胚等の作成の予定日

ハ　当該作成を行い、又は当該作成を行っているヒトゲノム編集胚等の作成のために、他のヒトゲノム編集胚等の使用をし、又は使用をしている場合にあっては、当該他のヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量

ニ　ハの他のヒトゲノム編集胚等の作成を行い、又は作成を行っている場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該作成を行い、又は当該作成を行っている他のヒトゲノム編集胚等の作成の方法

(2)　当該作成を行った他のヒトゲノム編集胚等の作成の日又は当該作成を行っている他のヒトゲノム編集胚等の作成の予定日

ホ　ハの他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をした場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　当該他のヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容

(2)　当該他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の日

四　施行日前にヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をした場合にあっては、次に掲げる事項

イ　当該ヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容

ロ　当該ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の日

五　ヒトゲノム編集胚等を前項において準用する第六条第二項第一号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、当該研究の内容及び当該研究での使用の内容

六　ヒトゲノム編集胚等を前項において準用する第六条第二項第二号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、主務省令で定める研究以外の用途の区分に応じ、ヒトゲノム編集胚等の研究以外の用途の内容及び当該用途での取扱いに関する事項として主務省令で定めるもの

七　前各号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する事項として主務省令で定める事項

5　第二項の規定による届出は第六条第一項の規定による届出と、第二項の規定による届出に係る同項に規定する書類は同条第四項に規定する届出取扱計画書とそれぞれみなして、同項及び同条第五項並びに第七条から第十六条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第四項	次項本文	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する次項本文
	同項ただし書	同条第五項の規定により適用する次項ただし書
	前項各号	同条第四項各号
	次条第一項	同条第五項の規定により読み替えて適用する次条第一項
第六条第五項	前項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する前項
	第三項各号	同条第四項各号
第七条第一項	前条第一項又は第四項の規定による届出があった	附則第三条第二項の規定による届出をした者が同条第五項の規定により読み替えて適用する前条第四項の規定による届出をした
第七条第二項	前条第一項又は第四項	附則第三条第二項の規定による届出をした者がした同条第五項の規定により読み替えて適用する前条第四項
第八条	第六条第一項又は第四項の規定による届出をした者	附則第三条第二項の規定による届出をした者であって同条第五項の規定により読み替えて適用する第六条第四項の規定による届出をしたもの
	前条第二項後段	附則第三条第五項の規定により適用する前条第二項後段
	それぞれ、届出取扱計画書	届出取扱計画書

第十六条第一項	同条第二項各号	附則第三条第三項において準用する第六条第二項各号
	第六条第二項第一号イ	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号イ
	第六条第二項第一号ロ	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号ロ
	第六条第二項第一号ハ	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号ハ
	第六条第二項第一号ニ又は第二号	附則第三条第三項において準用する第六条第二項第一号ニ又は第二号
第十六条第二項	前項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する前項
第十六条第三項	第一項各号	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第一項各号
第二十条第一号	第六条第一項又は第四項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第六条第四項
第二十条第二号	第七条第一項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第七条第一項
第二十一条	第八条	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第八条
第二十二条第一号	第六条第五項	附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する第六条第五項

第四条　前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

（施行前の準備）

第五条　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、施行日前においても、第四条第一項から第三項までの規定の例により、指針を定めることができる。

2　厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　第一項の規定により定められ、前項の規定により公表された指針は、施行日において第四条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（政令への委任）

第六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　高市　早苗
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十一号

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　基本方針（第五条）
第三章　重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置
　第一節　重要品種育成事業計画に係る措置（第六条―第十一条）
　第二節　重要品種種苗生産事業活動計画に係る措置
　　第一款　都道府県基本計画（第十二条―第十五条）
　　第二款　重要品種種苗生産事業活動の促進（第十六条―第二十七条）
第四章　雑則（第二十八条―第三十一条）
第五章　罰則（第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化に対応して、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置を講ずることにより、重要品種の育成及びその種苗の生産を振興し、重要品種の種苗の普及を図ることを通じて、農業の生産性の向上及び農業経営の安定を図り、もって農業の持続的な発展及び国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「重要品種」とは、種苗法（平成十年法律第八十三号）第二条第二項に規定する品種（同条第一項に規定する植物体のうち農産物の生産のために栽培されるものの集合に係るものに限る。以下同じ。）であって、次に掲げる要件に該当するものをいう。

一　省力化又は多収化に資する形質、高温等による植物の生育への影響を緩和する形質その他の農業をめぐる情勢の変化に対応する形質に係る特性を保持しているものであること。

二　当該品種の種苗が、広域に普及することが可能なものであること。

三　品種登録（種苗法第三条第一項に規定する品種登録をいう。以下同じ。）を受けたものであること。

2　この法律において「育成」とは、第二十八条を除き、種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。

3　この法律において「種苗」とは、種苗法第二条第三項に規定する種苗（同条第一項に規定する植物体のうち農産物の生産のために栽培されるものに限る。）をいう。

４　この法律において「重要品種育成事業」とは、重要品種となる品種の育成をする事業であって、その育成をした品種について品種登録を受けることを目指すものをいう。

５　この法律において「重要品種種苗生産事業活動」とは、重要品種である品種の種苗について、広域の普及を図ることに資するよう、効率的にその生産をする事業活動をいう。

（国の責務）

第三条　国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

２　国は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に当たっては、農業者その他の関係者の需要に適確に対応した重要品種の種苗が普及するよう、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携において主導的役割を担うとともに、その蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するものとする。

第二章　基本方針

第五条　農林水産大臣は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興による重要品種の種苗の普及の意義に関する事項

二　重要品種育成事業の促進に関する次に掲げる事項

イ　重要品種育成事業の促進の意義及び目標

ロ　重要品種育成事業の実施に関する基本的な事項

ハ　重要品種育成事業に係る国、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「研究機構」という。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。次条第一項において同じ。）の試験研究機関、大学、民間企業その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

三　重要品種種苗生産事業活動の促進に関する次に掲げる事項

イ　重要品種種苗生産事業活動の促進の意義及び目標

ロ　重要品種種苗生産事業活動の実施に関する基本的な事項

ハ　重要品種種苗生産事業活動に係る国、地方公共団体、重要品種種苗生産事業活動を行う者その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

四　第十二条第一項に規定する都道府県基本計画の作成に関する基本的な事項

五　前各号に掲げるもののほか、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に関する重要事項

３　農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

４　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

５　農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章　重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進のための措置

第一節　重要品種育成事業計画に係る措置

（重要品種育成事業計画の認定）

第六条　重要品種育成事業を行おうとする研究機構、地方公共団体及び地方独立行政法人の試験研究機関、大学、民間企業その他の者（使用者等（種苗法第八条第一項に規定する使用者等をいう。以下この項及び次項第六号において同じ。）に該当する者については、職務育成品種（同条第一項に規定する職務育成品種をいう。以下同じ。）について契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ当該使用者等が同法第三条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下「品種登録出願」という。）をすることを定めた上で、職務育成品種として重要品種となる品種の育成をしようとする者に限る。）は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、重要品種育成事業の実施に関する計画（以下「重要品種育成事業計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。この場合において、重要品種育成事業を行おうとする者が共同して重要品種育成事業計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

２　重要品種育成事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　重要品種育成事業の目標

二　重要品種育成事業により育成をする品種に保持させようとする形質に係る特性

三　重要品種育成事業により育成をする品種の種苗を広域に普及させることを可能とするための措置

四　重要品種育成事業による品種の育成から品種登録出願までの行程及び実施期間

五　重要品種育成事業の実施体制

六　申請者が使用者等に該当する場合においては、重要品種育成事業により育成をする職務育成品種に係る契約、勤務規則その他の定めに関する事項

３　重要品種育成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載することができる。ただし、第三号に定める事項については、研究機構が単独で又は他の重要品種育成事業を行おうとする者と共同して当該重要品種育成事業計画を作成する場合には、記載することができない。

一　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の八十五第一項第二号に掲げる空域において、種苗の生育の状況の判別その他の重要品種育成事業の実施のため無人航空機（同法第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下この号及び次号において同じ。）を飛行させる行為（航空機（同条第一項に規定する航空機をいう。次号及び第五項において同じ。）の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないものに限る。）　当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

二　航空法第百三十二条の八十六第二項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる方法のいずれかによらずに、種苗の生育の状況の判別その他の重要品種育成事業の実施のため無人航空機を飛行させる行為（当該行為の飛行の方法が航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものに限る。）　当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

三　研究機構の保有する研究開発に係る施設、設備、機器、装置、プログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）及び土地のうち重要品種育成事業の促進に資するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「研究開発設備等」という。）の利用　当該研究開発設備等の種類その他の当該研究開発設備等の利用の内容及び期間に関する事項

4　農林水産大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る重要品種育成事業計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一　基本方針に適合するものであること。

二　当該重要品種育成事業計画に係る重要品種育成事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　当該重要品種育成事業計画に係る重要品種育成事業により育成をする品種がその第二項第二号に掲げる形質に係る特性の全部又は一部によって日本国内又は外国において公然知られた他の品種と明確に区別されることが見込まれるものであること。

四　申請者が重要品種育成事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有するものであること。

5　農林水産大臣は、第一項の認定をしようとする場合において、同項の規定による申請に係る重要品種育成事業計画に第三項第一号又は第二号に定める事項が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該事項に係る同項第一号又は第二号に掲げる行為により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めるときは、その同意をするものとする。

6　農林水産大臣は、第三項第三号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。

（重要品種育成事業計画の変更等）

第七条　前条第一項の認定を受けた者（当該認定に係る重要品種育成事業計画に従って設立された法人を含む。以下「認定重要品種育成事業者」という。）は、当該認定に係る重要品種育成事業計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定重要品種育成事業者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3　農林水産大臣は、認定重要品種育成事業者が前条第一項の認定に係る重要品種育成事業計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定重要品種育成事業計画」という。）に従って重要品種育成事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　農林水産大臣は、前条第三項第三号に定める事項が記載された認定重要品種育成事業計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を研究機構に通知するものとする。

5　前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（航空法の特例）

第八条　第六条第三項第一号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）があったときは、当該認定の日において、認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があったものとみなす。

2　第六条第三項第二号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定があったときは、当該認定の日において、認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う同号に掲げる行為について、航空法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認があったものとみなす。

（研究機構の研究開発設備等の供用及び協力に係る業務）

第九条　第六条第三項第三号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定があったときは、研究機構は、研究開発設備等を認定重要品種育成事業者が当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って行う同号に掲げる利用に供する業務を行うことができる。

2　研究機構は、認定重要品種育成事業者の依頼に応じて、前項に規定する業務の実施に関し専門家の派遣その他必要な協力の業務を行うことができる。

3　第六条第三項第三号に定める事項が記載された重要品種育成事業計画について同条第一項の認定があったときは、認定重要品種育成事業者は、当該認定に係る認定重要品種育成事業計画に従って研究開発設備等を利用することができる。

（認定重要品種育成事業者が育成をした品種に係る措置）

第十条　認定重要品種育成事業者は、認定重要品種育成事業計画に係る重要品種育成事業により育成をする品種の育成をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、当該品種が保持していると思料するその形質に係る特性その他の当該品種の概要（当該品種が職務育成品種である場合には、その旨を含む。）を農林水産大臣に報告しなければならない。

2　農林水産大臣は、前項の規定による報告に基づき、当該報告に係る品種が、当該品種が保持している形質に係る特性の全部又は一部によって日本国内又は外国において公然知られた他の品種と明確に区別されるもの（次項において「区別性品種」という。）であるかどうかについて確認し、その結果を当該報告をした認定重要品種育成事業者に通知するものとする。

3　認定重要品種育成事業者は、前項の規定により当該報告に係る品種が区別性品種であると確認された旨の通知を受けたときは、当該通知に係る品種について、遅滞なく、品種登録出願をするものとする。

4　農林水産大臣は、前項の規定により同項の品種に係る認定重要品種育成事業計画に記載された重要品種育成事業の実施期間（次項において「重要品種育成事業の実施期間」という。）内に品種登録出願がされたときは、当該品種登録出願について、当該品種に係る認定重要品種育成事業者が種苗法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を、政令で定めるところにより、軽減し、又は免除することができる。

5　農林水産大臣は、第三項の規定により重要品種育成事業の実施期間内に品種登録出願がされた品種が品種登録を受けたときは、当該品種登録を受けた品種について、当該品種に係る認定重要品種育成事業者が種苗法第四十五条第一項の規定により納付すべき第一年から第六年までの各年分の登録料を、政令で定めるところにより、軽減し、又は免除することができる。

（育成重要品種の育成者権者の育成重要品種の種苗の利用における努力義務）

第十一条　前条第三項の規定により品種登録出願がされた品種であって、品種登録を受けたもの（以下この条及び第十四条において「育成重要品種」という。）の育成者権者は、当該育成重要品種の種苗に係る育成者権が消滅するまでの間、当該育成重要品種の種苗の利用（その品種の種苗について行う種苗法第二条第五項第一号に掲げる行為をいう。）に対し受けるべき金銭の額を著しく高い額とすることその他の当該育成重要品種の種苗の広域の普及の妨げとなると認められる行為をしないよう努めなければならない。

第二節　重要品種種苗生産事業活動計画に係る措置

第一款　都道府県基本計画

（都道府県基本計画）

第十二条　都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における重要品種種苗生産事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　重要品種種苗生産事業活動の促進に取り組む重要品種の名称及びその種苗の効率的な生産の振興に関する目標

二　重要品種種苗生産事業活動の内容に関する事項

三　重要品種種苗生産事業活動を実施する区域（以下「実施区域」という。）
四　実施区域において重要品種種苗生産事業活動によるその種苗の効率的な生産の振興を図る重要品種の名称及びその種苗の良好な生産団地の形成に関する事項
五　重要品種種苗生産事業活動により生産された種苗を広域に普及させるための措置
六　前各号に掲げるもののほか、重要品種種苗生産事業活動の促進に関する事項

3　都道府県は、都道府県基本計画を作成するときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4　都道府県は、都道府県基本計画を作成するときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都道府県基本計画の案を、それを作成しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

5　前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該縦覧に供された都道府県基本計画の案について、その都道府県に意見書を提出することができる。

6　農林水産大臣は、都道府県基本計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、第一項の同意をするものとする。
一　基本方針に適合するものであること。
二　都道府県基本計画の実施が当該都道府県基本計画を作成した都道府県の区域における重要品種の種苗の生産の振興に資するものであると認められること。
三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

7　重要品種種苗生産事業活動を行おうとする農業者、農業に関する団体その他の者は、当該重要品種種苗生産事業活動を行おうとする区域をその区域に含む都道府県に対し、農林水産省令で定めるところにより、都道府県基本計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都道府県基本計画の素案（都道府県基本計画の変更の素案を含む。）を作成して、これを提示しなければならない。

8　前項の都道府県は、同項の提案を踏まえた都道府県基本計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するよう努めなければならない。

9　都道府県は、都道府県基本計画が第一項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画の変更）

第十三条　都道府県は、前条第一項の同意を得た都道府県基本計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　都道府県は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3　前条第三項から第六項まで及び第九項の規定は、第一項の規定による都道府県基本計画の変更について準用する。

（都道府県に対する情報の提供）

第十四条　国は、都道府県による都道府県基本計画の作成及び第十二条第一項の同意をした都道府県基本計画（前条第一項の規定による変更の同意又は同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「同意都道府県基本計画」という。）の実施に資するため、育成重要品種その他の当該都道府県の区域の自然的社会的諸条件からみてその種苗の効率的な生産を振興することが適当な重要品種に関する情報及び当該都道府県による重要品種種苗生産事業活動に必要な情報の提供を行うものとする。

（報告の徴収）

第十五条　農林水産大臣は、都道府県に対し、同意都道府県基本計画の進捗及び実施の状況について報告を求めることができる。

第二款　重要品種種苗生産事業活動の促進

（重要品種種苗生産事業活動計画の認定）

第十六条　同意都道府県基本計画における実施区域において重要品種種苗生産事業活動を行おうとする農業者、農業に関する団体その他の者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、重要品種種苗生産事業活動の実施に関する計画（以下「重要品種種苗生産事業活動計画」という。）を作成し、当該実施区域を管轄する都道府県知事の認定を申請することができる。この場合において、重要品種種苗生産事業活動を行おうとする者が共同して重要品種種苗生産事業活動計画を作成したときは、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これをその認定を受けようとする都道府県知事に提出しなければならない。

2　重要品種種苗生産事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　重要品種種苗生産事業活動による重要品種の種苗の効率的な生産に関する目標
二　重要品種種苗生産事業活動の内容及び実施期間
三　重要品種種苗生産事業活動の実施体制

3　重要品種種苗生産事業活動計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
一　重要品種種苗生産事業活動の用に供する農業用施設の整備に関する次に掲げる事項
イ　当該農業用施設の種類及び規模その他の当該農業用施設の整備の内容
ロ　当該農業用施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積
ハ　その他農林水産省令で定める事項
二　重要品種種苗生産事業活動における農業の生産性の向上及び経営の改善に向けて行う農地（耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。次号において同じ。）の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の集団化その他農地の利用の効率化に関する事項
三　重要品種種苗生産事業活動における重要品種の種苗の生産団地における農用地（農地又は採草放牧地（農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。第三十一条第一号及び第三号において同じ。）をいう。以下同じ。）に関する農業上の利用の調整及び栽培の管理に関する事項

4　都道府県知事は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る重要品種種苗生産事業活動計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一　同意都道府県基本計画に適合するものであり、かつ、当該重要品種種苗生産事業活動計画に係る重要品種種苗生産事業活動が確実に実施されると見込まれるものであること。
二　当該重要品種種苗生産事業活動計画に前項第一号に掲げる事項（同号ロの土地が指定市町村（農地法第四条第一項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の区域以外の区域内にある農地であり、同号の農業用施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにするに当たり、同条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
三　当該重要品種種苗生産事業活動計画に前項第一号に掲げる事項（同号ロの土地が指定市町村の区域以外の区域内にある農用地であり、同号の農業用施設の用に供することを目的として、農用地である当該土地を農用地以外のものにするため当該土地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得するに当たり、同法第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。）が記載されている場合には、同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

5　都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、重要品種種苗生産事業活動計画に第三項第一号に掲げる事項（同号ロの土地が農用地であり、同号の農業用施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農用地である当該土地を農用地以外のものにするため当該土地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得するに当たり、同法第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものに係るものに限る。以下同じ。）であって、指定市町村の区域内にある土地に係るものが記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該指定市町村の長に協議し、その同意を得なければならない。

6　指定市町村の長は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る事項が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一　農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第四条第六項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

二　農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する場合にあっては、同法第五条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。

7　都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、重要品種種苗生産事業活動計画に第三項第一号に掲げる事項（同号ロの土地に四ヘクタールを超える農地が含まれる場合に係るものに限り、指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、農林水産大臣に協議しなければならない。

8　都道府県知事は、第一項の認定をしようとする場合において、重要品種種苗生産事業活動計画に第三項第一号に掲げる事項（指定市町村の区域内にある土地に係るものを除く。）が記載されているときは、当該事項について、あらかじめ、当該事項に係る土地をその区域に含む農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項本文に規定する農業委員会をいい、同項ただし書又は同条第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第十項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

9　農業委員会は、前項の規定により意見を述べようとするとき（第三項第一号ロの土地に三十アールを超える農地が含まれる場合に限る。）は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第四十三条第一項に規定する都道府県機構（次項において「都道府県機構」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、同法第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。

10　前項に定めるもののほか、農業委員会は、第八項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。

11　第七項から前項までの規定は、指定市町村の長が第五項の同意をしようとするときについて準用する。この場合において、第七項中「に限り」とあるのは「であって」と、同項及び第八項中「を除く」とあるのは「に限る」と読み替えるものとする。

12　都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画の概要を公表するとともに、当該重要品種種苗生産事業活動計画に従って行われる重要品種種苗生産事業活動を実施する区域をその区域に含む関係市町村（第十九条において「実施関係市町村」という。）の長に当該重要品種種苗生産事業活動計画の写しを送付しなければならない。

（重要品種種苗生産事業活動計画の変更等）

第十七条　前条第一項の認定を受けた者（以下「認定重要品種種苗生産事業活動実施者」という。）は、当該認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画を変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定をした都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2　認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3　都道府県知事は、認定重要品種種苗生産事業活動実施者が前条第一項の認定に係る重要品種種苗生産事業活動計画（第一項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定重要品種種苗生産事業活動計画」という。）に従って重要品種種苗生産事業活動を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4　都道府県知事は、前項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5　前条第四項から第十二項までの規定は、第一項の認定について準用する。

（農地法の特例）

第十八条　認定重要品種種苗生産事業活動実施者が認定重要品種種苗生産事業活動計画（第十六条第三項第一号に掲げる事項が記載されているものに限る。次項において同じ。）に従って同号の農業用施設の用に供することを目的として農地を農用地以外のものにする場合には、農地法第四条第一項の許可があったものとみなす。

2　認定重要品種種苗生産事業活動実施者が認定重要品種種苗生産事業活動計画に従って第十六条第三項第一号の農業用施設の用に供することを目的として農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する場合には、同法第五条第一項の許可があったものとみなす。

（農業経営基盤強化促進法の特例）

第十九条　認定重要品種種苗生産事業活動計画に記載された第十六条第三項第二号に掲げる事項に係る農地をその区域に含む実施関係市町村が、当該農地を含む区域について、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十八条第一項の規定により協議の場を設ける場合には、当該認定重要品種種苗生産事業活動計画に係る認定重要品種種苗生産事業活動実施者は、当該協議の場への参加の申出をすることができる。

2　前項の規定による申出を受けた実施関係市町村は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

（重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定）

第二十条　同意都道府県基本計画において定められた実施区域内にある相当規模の一団の農用地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「農用地所有者等」という。）は、当該実施区域において認定重要品種種苗生産事業活動計画（第十六条第三項第三号に掲げる事項の記載があるものに限る。）に従って行われる重要品種種苗生産事業活動の円滑な実施のため、市町村長（次項第一号に規定する協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県知事。以下同じ。）の認可を受けて、重要品種の種苗の生産団地の形成及び重要品種種苗生産事業活動の実施のための栽培の管理に関する協定（以下「協定」という。）を締結することができる。

2　協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　協定の対象となる農用地の区域（以下「協定区域」という。）

二　協定区域内の農用地に関する農業上の利用の調整に関する事項

三　重要品種の種苗並びに当該種苗以外の種苗及び農産物の生産における栽培の管理に関する事項

四　協定の有効期間

五　協定に違反した場合の措置

六　その他必要な事項

３　協定については、協定区域内の農用地に係る農用地所有者等の全員の合意がなければならない。

４　協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

５　協定の有効期間は、五年を超えてはならない。

（公告及び縦覧）

第二十一条　市町村長は、前条第一項の認可の申請があったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該申請に係る協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

２　前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該公告に係る協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

（認可）

第二十二条　市町村長は、第二十条第一項の認可の申請について次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認可をするものとする。

一　申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二　協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。

三　協定の内容が同意都道府県基本計画の達成に資すると認められるものであること。

２　市町村長は、第二十条第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該公告に係る協定の写しを当該市町村（協定区域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあっては、都道府県）の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に明示しなければならない。

（変更の認可）

第二十三条　第二十条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定において定めた事項を変更しようとする場合には、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

２　前二条の規定は、前項の認可について準用する。

（協定の効力）

第二十四条　第二十二条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の農用地に係る農用地所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする。

（廃止の認可）

第二十五条　第二十条第一項又は第二十三条第一項の認可を受けた協定に係る農用地所有者等は、当該協定を廃止しようとする場合には、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

２　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（認可の取消し）

第二十六条　市町村長は、第二十条第一項又は第二十三条第一項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第二十二条第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。

２　市町村長は、前項の規定による認可の取消しを行ったときは、その旨を、当該取消しを受けた協定に係る農用地所有者等に通知するとともに、公告しなければならない。

（農業振興地域の整備に関する法律の特例）

第二十七条　第二十条第一項又は第二十三条第一項の認可を受けた協定に係る協定区域内の一団の農用地の所有者は、市町村に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地について所有権以外の農地法第三条第一項本文に規定する権利、先取特権又は抵当権を有する者の全員の同意を得て、当該農用地の区域を農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域（次項において「農用地区域」という。）として定めるため、同条第一項の規定により農業振興地域整備計画を定め、又は同法第十三条第一項の規定により農業振興地域整備計画を変更するべきことを要請することができる。

２　前項の規定による要請に基づき、市町村が当該要請に係る農用地の区域の全部又は一部を農用地区域として定める場合には、農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項から第十一項まで（これらの規定を同法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第四章　雑則

（人材の育成及び確保）

第二十八条　国は、重要品種育成事業及び重要品種種苗生産事業活動の促進に資するよう、地方公共団体及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）との連携及び協力を図り、重要品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。）及びその種苗の生産に係る人材の育成及び確保を行うよう努めるものとする。

（国際的な連携の確保）

第二十九条　国は、国際的協調の下で重要品種の適正な利用を確保することの重要性に鑑み、国際機関その他の国際的な枠組みへの協力を通じて、重要品種に関する育成者権、特許権、商標権その他の知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の保護及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

２　国は、我が国における気候の変動に適応した重要品種の育成に資するため、外国の政府又は国際機関と共同して行う研究その他の国際的な連携の下に行う取組を推進するとともに、その成果の普及及び活用を図るものとする。

（報告の徴収）

第三十条　農林水産大臣は、認定重要品種育成事業者に対し、認定重要品種育成事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

２　都道府県知事は、認定重要品種種苗生産事業活動実施者に対し、認定重要品種種苗生産事業活動計画の実施状況について報告を求めることができる。

（事務の区分）

第三十一条　この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一　第十六条第五項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。）

二　第十六条第七項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務

三　第十六条第八項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。）

第五章　罰則

第三十二条　第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

3　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為について法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行のために必要な準備）

第二条　農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、この法律の施行前においても、関係行政機関の長に協議し、及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）	この法律の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一　第十六条第五項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。） 二　第十六条第七項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務 三　第十六条第八項（同条第十一項（第十七条第五項において準用する場合及び第十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務（同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする行為又は同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地若しくはその農地と併せて採草放牧地について農地法第三条第一項本文に規定する権利を取得する行為に係る重要品種種苗生産事業活動計画に係るものに限る。）
（食料・農業・農村基本法の一部改正）	

第五条　食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「令和四年法律第三十七号）及び」を「令和四年法律第三十七号）、」に、「の規定」を「及び重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）の規定」に改める。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第六条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第四項中「第十七条に規定する業務」の下に「、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）第九条第一項及び第二項に規定する業務」を加える。

総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

種苗法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

法律第七十二号

種苗法の一部を改正する法律

種苗法（平成十年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十四条」を「―第十四条の二」に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第二条第五項第一号中「譲渡の」を「譲渡若しくは貸渡しの」に改め、「譲渡し」の下に「、貸し渡し」を加える。

第十四条の見出しを「（出願公表に係る出願品種の利用に関する補償金の支払請求）」に改める。

第二章第二節に次の一条を加える。

（出願公表に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する行為に関する差止請求権）

第十四条の二　出願者は、出願公表があった後に第二十一条の二第一項第一号に定める事項その他出願品種の内容を記載した書面を提示して警告をした場合において、その警告後品種登録前に、その出願品種（同号に定める事項について同項の規定による届出がされたものに限る。以下この項において同じ。）、当該出願品種と特性により明確に区別されない品種又は当該出願品種が品種登録された場合に第二十条第二項各号に該当することとなる品種（以下この項において「出願品種等」と総

称する。）の種苗を輸出し、又は最終消費以外の目的をもって出願品種等の収穫物を輸出する者（当該出願品種の育成をした者よりも先に当該出願品種と同一の品種又は特性により明確に区別されない品種の育成をした者を除く。次項において「出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する者」という。）に対し、その輸出する行為により回復することが困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、当該輸出する行為をやめることを請求することができる。

2　出願者は、前項の規定による請求をするに際し、当該請求に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する者に対し当該請求に係る輸出する行為を組成した種苗又は収穫物の廃棄その他の当該輸出する行為を防止するために必要な行為を請求することができる。

3　前二項の規定による請求権の行使は、前条第一項の規定による請求権の行使を妨げない。

4　出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、第一項及び第二項の規定による請求権は、初めから生じなかったものとみなす。

5　出願者が第一項及び第二項の規定による請求権の行使をした場合において、品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての審査請求が理由があるとしてこれを取り消す裁決が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、当該出願者は当該請求権の行使により相手方に与えた損害を賠償する責に任ずる。

6　第三十六条から第三十七条の二まで及び第四十条から第四十三条までの規定は、第一項及び第二項の規定による請求権を行使する場合に準用する。

7　出願者が第一項及び第二項の規定による請求に係る訴えを提起したときは、裁判所は、当該請求の相手方の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを当該出願者に命ずることができる。

第十五条の四を第十五条の五とし、第十五条の三を第十五条の四とする。

第十五条の二第一項中「前条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一条を加える。

（出願品種の審査における優先審査）

第十五条の二　農林水産大臣は、品種登録出願に係る出願品種を当該品種登録出願の出願者でない者が業として利用していると認めるときその他の出願者の保護のためその品種登録出願が第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断を早期にすべき場合として政令で定める場合において必要があるときは、当該品種登録出願に係る出願品種の審査を他の品種登録出願に係る出願品種の審査に優先してすることができる。

第十七条第一項第二号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に、「第十五条の四第一項」を「第十五条の五第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に、「第十五条の二第四項」を「第十五条の三第四項」に改める。

第十七条の二第六項中「から第十五条の四まで」を「及び第十五条の三から第十五条の五まで」に改め、同条第七項中「第十五条の四第一項」を「第十五条の五第一項」に改める。

第十九条第二項中「二十五年」を「三十五年」に、「三十年」を「四十年」に改める。

第二十一条第一項第二号及び第三号中「譲渡の」を「譲渡若しくは貸渡しの」に改め、「譲渡し」の下に「、貸し渡し」を加え、同条第二項中「加工品が」の下に「日本国内で」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一　当該登録品種等の種苗を生産する行為

二　当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し当該登録品種等の種苗を輸出し、又は当該国に対し輸出する目的をもって保管する行為

三　前号に規定する国に対し最終消費以外の目的をもって当該登録品種等の収穫物を輸出し、又は当該国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

第二十一条の二第一項第一号イ中「前条第二項第二号」を「前条第二項ただし書」を「前条第二項第二号」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　次に掲げる行為を制限する旨

(1)　前条第二項第二号に規定する国以外の国であって指定国以外の国（以下この(1)及び(2)において「非指定国」という。）に対し種苗を輸出し、又は非指定国に対し輸出する目的をもって保管する行為

(2)　非指定国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出し、又は非指定国に対し最終消費以外の目的で輸出する目的をもって保管する行為

第二十一条の二第五項中「譲渡する者」を「譲渡し、又は貸し渡す者」に、「譲渡する場合」を「譲渡し、又は貸し渡す場合」に、「譲渡する種苗」を「譲渡し、若しくは貸し渡す種苗」に改め、同条第六項中「譲渡」を「譲渡又は貸渡し」に改める。

第二十二条中「譲渡の」を「譲渡若しくは貸渡しの」に、「又は譲渡する」を「譲渡し、又は貸し渡す」に改める。

第三十四条第一項中「その譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量（以下この項において「譲渡数量」という。）に、育成者権者又は専用利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、育成者権者又は専用利用権者の利用の能力に応じた額を超えない限度において、」を「次に掲げる額の合計額を、当該」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一　当該育成者権者又は専用利用権者がその侵害の行為がなければ販売することができた種苗、収穫物又は加工品の単位数量当たりの利益の額に、自己の育成者権又は専用利用権を侵害した者が譲渡した種苗、収穫物又は加工品の数量（次号において「譲渡数量」という。）のうち当該育成者権者又は専用利用権者の利用の能力に応じた数量（同号において「利用相応数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を当該育成者権者又は専用利用権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二　譲渡数量のうち利用相応数量を超える数量又は特定数量がある場合（当該育成者権者又は専用利用権者が、当該育成者権者の育成者権についての専用利用権の設定若しくは通常利用権の許諾又は当該専用利用権者の専用利用権についての通常利用権の許諾をし得たと認められない場合を除く。）におけるこれらの数量に応じた当該育成者権又は専用利用権に係るその侵害の行為を組成した登録品種等の種苗、収穫物又は加工品の利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額

第三十四条第三項中「登録品種等」を「侵害の行為を組成した登録品種等の種苗、収穫物又は加工品」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する利用に対し受けるべき金銭の額に相当する額を認定するに当たっては、育成者権者又は専用利用権者が、自己の育成者権又は専用利用権に係る当該利用の対価について、当該育成者権又は専用利用権の侵害があったことを前提として当該育成者権者又は専用利用権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該育成者権者又は専用利用権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

第三十五条の三第三項中「から第十五条の四まで」を「及び第十五条の三から第十五条の五まで」に改め、同条第四項中「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に、「第十五条の四第一項」を「第十五条の五第一項」に改め、同条を第三十五条の四とし、第三十五条の二の次に次の一条を加える。

（登録品種の名称に係る推定）

第三十五条の三　登録品種の名称を使用して業として種苗の譲渡若しくは貸渡しの申出をし、又は種苗を譲渡し、若しくは貸し渡した場合には、当該種苗は、当該登録品種の種苗であると推定する。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（第三者の意見）

第三十七条の二　育成者権又は専用利用権の侵害に係る訴えが提起された裁判所は、当該訴えに係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法（民事訴訟法第百三十二条の二第一項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。）のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

2　前項に規定する裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴が提起された裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出することを求めることができる。

3　当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定により提出された書面の閲覧若しくは謄写若しくはその正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの規定により電磁的方法によって提出された意見に係る電磁的記録の閲覧若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供を請求することができる。

4　民事訴訟法第九十一条第五項（同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写並びにこれらの規定により電磁的方法によって提出された意見に係る電磁的記録の閲覧及び複写について準用する。

5　第一項及び第二項の規定により裁判所に提出された書面及び電磁的記録を記録した記録媒体については、民事訴訟法第百三十二条の十三の規定は、適用しない。

第四十七条第三項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

第五十五条第一項中「譲渡する」を「譲渡し、又は貸し渡す」に改め、同条第二項中「譲渡」を「譲渡又は貸渡し」に改める。

第五十六条第二号中「譲渡又は譲渡」を「譲渡、貸渡し又は譲渡若しくは貸渡し」に改め、同条第三号中「譲渡する」を「譲渡し、又は貸し渡す」に改める。

第七十四条中「第十五条の二第五項」を「第十五条の三第五項」に、「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

第七十五条第二号を削り、同条第三号中「第一号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条を第七十六条とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

（名称使用義務等の違反に対する過料）

第七十五条　第二十二条の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和八年十二月一日から施行する。ただし、第十九条第二項の改正規定及び第二十一条第二項の改正規定（「加工品が」の下に「日本国内で」を加える部分に限る。）並びに附則第三条、第四条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

（出願公表に係る出願品種等の種苗又は収穫物を輸出する行為に関する差止請求権に関する経過措置）

第二条　この法律による改正後の種苗法（附則第五条において「新法」という。）第十四条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条並びに附則第五条及び第六条において「施行日」という。）において現に出願公表がされている出願品種（その品種登録出願がこの法律による改正前の種苗法（附則第五条において「旧法」という。）第十七条第一項各号のいずれかに該当するかどうかの判断がされていないものに限る。）及び施行日後に出願公表がされる出願品種について適用する。

（育成者権の存続期間に関する経過措置）

第三条　附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の種苗法第十九条第二項の規定は、当該改正規定の施行の日（以下この条及び次条において「一部施行日」という。）に現にその存続期間が満了していない育成者権について適用し、一部施行日前に存続期間が満了した育成者権については、なお従前の例による。

第四条　前条の規定により附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の種苗法第十九条第二項の規定の適用を受けることとなる育成者権であって、当該改正規定の施行がないとした場合にその存続期間が一部施行日から起算して三十日を経過する日までに満了するものに係る当該存続期間の満了の年の次の一年分の種苗法第四十五条第一項の規定による登録料の納付についての同条第六項及び同法第四十九条第四項の規定の適用については、同法第四十五条第六項中「前年」とあるのは「種苗法の一部を改正する法律（令和八年法律第七十二号）附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日から起算して三十日を経過する日」と、同法第四十九条第四項第三号中「第四十五条第六項に規定する期間が経過した」とあるのは「種苗法の一部を改正する法律附則第四条に規定する存続期間が満了した」とする。

（輸出等の行為に係る制限の公示に関する経過措置）

第五条　施行日前に旧法第二十一条の二第一項第一号に規定する事項について同条第三項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第二十一条の二第三項の規定によりされた公示とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第六条　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の一部改正）

第九条　国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に、「第三十五条の三第三項」を「第三十五条の四第三項」に改める。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

政令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百三十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項を次のように改める。

平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成二十二年改正前船員保険法附則第五項及び第六項の規定が適用される保険給付に限る。）に係る第一条の規定による改正前の船員保険法施行令（以下この項において「旧船員保険法施行令」という。）の規定の適用については、旧船員保険法施行令第四十条中「平成二十一年八月」とあるのは「令和八年八月」と、同条の表中「平成二十年三月三十一日」とあるのは「令和七年三月三十一日」と、「四万三百三十円」とあるのは「四万六千三百三十円」と、「百二十一万円」とあるのは「百三十九万円」と、旧船員保険法施行令別表第三中「二五・〇三」とあるのは「二七・七〇」と、「二二・〇五」とあるのは「二四・三九」と、「二〇・八二」とあるのは「二三・〇二」と、「一九・九〇」とあるのは「二〇・七七」と、「一八・一二」とあるのは「二〇・〇五」と、「一七・八六」とあるのは「一九・七五」と、「一六・七七」とあるのは「一八・五六」と、「一五・七八」とあるのは「一七・四六」と、「一四・一二」とあるのは「一五・六二」と、「一二・七〇」とあるのは「一四・〇五」と、「一一・四五」とあるのは「一二・六七」と、「一〇・三四」とあるのは「一一・四三」と、「九・四六」とあるのは「一〇・四六」と、「八・五八」とあるのは「九・四九」と、「七・七三」とあるのは「八・五五」と、「六・八四」とあるのは「七・五七」と、「五・九八」とあるのは「六・六二」と、「五・一四」とあるのは「五・六九」と、「四・五一」とあるのは「四・九九」と、「三・九〇」とあるのは「四・三二」と、「三・二九」とあるのは「三・六三」と、「二・六四」とあるのは「三・九二」と、「二・二五」とあるのは「二・四九」と、「二・〇二」とあるのは「二・二四」と、「二・八五」とあるのは「二・〇四」と、「一・七五」とあるのは「一・九四」と、「一・六五」とあるのは「一・八二」と、「一・五六」とあるのは「一・七三」と、「一・四九」とあるのは「一・六五」と、「一・四二」とあるのは「一・五七」と、「一・三八」とあるのは「一・五三」と、「一・三四」とあるのは「一・四八」と、「一・二九」とあるのは「一・四三」と、「一・二六」とあるのは「一・四〇」と、「一・二三」とあるのは「一・三七」と、「一・一九」とあるのは「一・三二」と、「一・一六」とあるのは「一・二八」と、「一・一三」とあるのは「一・二五」と、「一・〇八」とあるのは「一・二〇」と、「一・〇六」とあるのは「一・一七」と、「一・〇二」とあるのは「一・一三」と、

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	○・九九
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	○・九九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	○・九九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	○・九九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	○・九八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	○・九九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇〇

とある

のは

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・一〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・一〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	一・一〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・一一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・一一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・一一

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・一二
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・一二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一・一二
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日	一・一一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日	一・一一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日	一・一〇
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日	一・一〇
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの日	一・一〇
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日	一・一〇
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの日	一・一〇
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの日	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの日	一・〇六
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの日	一・〇二

とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る旧船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた旧船員保険法による障害手当金並びに旧船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣　高市　早苗

条約

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

条約第十七号

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定

日本国政府及びフィリピン共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、「両締約国政府」と総称する。）は、

二国間の防衛協力を強化することに寄与する、二千十五年一月二十九日に東京で署名された日本国防衛省とフィリピン共和国国防省との間の防衛協力及び交流に関する覚書及び二千二十四年七月八日にマニラで署名された日本国の自衛隊とフィリピン共和国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定を想起し、

後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品又は役務」という。）の相互の提供に関する日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における枠組みを設けることにより、防衛協力及び交流を促進し、及び強化することで、二国間関係の一層の発展及び強化を図ることを希望し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及びフィリピンの軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a　日本国の自衛隊及びフィリピンの軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b　国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又はいずれかの締約国政府の国若しくは第三国の領域における大規模災害への対処のための活動

c　外国での緊急事態における自国民又は適当な場合には他の者の退去のための保護措置又は輸送

d　連絡調整その他の日常的な活動（いずれか一方の締約国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の締約国政府の国の領域内の施設への訪問を含む。）。ただし、いずれかの締約国政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

e　それぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動

2　この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3　この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の自衛隊及びフィリピンの軍隊が実施する。

第二条

1　いずれか一方の締約国政府が日本国の自衛隊又はフィリピンの軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の締約国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2　この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬

それぞれの区分に係る物品又は役務については、この協定の不可分の一部を成す付表において定める。

3　2の規定については、日本国の自衛隊又はフィリピンの軍隊による武器の提供を含むものと解してはならない。

4　日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従って行われる。

第三条

1　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2　この協定に基づいて物品又は役務を受領した締約国政府（以下「受領締約国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した締約国政府（以下「提供締約国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても、受領締約国政府の部隊以外の者に対して当該物品又は役務を移転してはならない。

第四条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a　物品の提供については、

i　受領締約国政府は、提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii　提供された物品が消耗品である場合又は受領締約国政府が提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還することができない場合には、受領締約国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii　受領締約国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供締約国政府にとって満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領締約国政府は、提供締約国政府に対して提供締約国政府の指定する通貨により償還する。

b　役務の提供については、提供された役務を、提供締約国政府の指定する通貨により償還し、又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。決済の方法については、役務の提供の前に両締約国政府の間で合意する。

2　いずれの締約国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内で、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して消費税を課さないものとする。

第五条

1　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であってこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従って実施する。手続取決めは、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される。

2　前条1aiii及びbの規定に従って償還される物品又は役務の価格については、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定する。

第六条

1　この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフィリピンの軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2　両締約国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3　この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によってのみ解決されるものとする。

第七条

1　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じてこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2　1の規定にかかわらず、各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意によって改正することができる。改正は、それぞれの国によりその国内手続に従って承認されるものとし、両締約国政府が合意する日に効力を生ずる。

4　この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十六年一月十五日にマニラで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　茂木敏充
フィリピン共和国政府のために
　マリア・テレサ・P・ラザロ

付表

区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送（空輸を含む。）	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯蔵室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務（校正業務を含む。）	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

外務大臣　茂木　敏充
防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN AND
THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES
CONCERNING RECIPROCAL PROVISION OF SUPPLIES AND SERVICES
BETWEEN
THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND
THE ARMED FORCES OF THE PHILIPPINES

The Government of Japan and the Government of the Republic of the Philippines (hereinafter referred to individually as a "Party" and collectively as the "Parties");

Recalling the Memorandum on Defense Cooperation and Exchanges between the Ministry of Defense of Japan and the Department of National Defense of the Republic of the Philippines, signed at Tokyo on January 29, 2015, and the Agreement between Japan and the Republic of the Philippines Concerning the Facilitation of Reciprocal Access and Cooperation between the Self-Defense Forces of Japan and the Armed Forces of the Philippines, signed at Manila on July 8, 2024, both of which contribute to enhancing bilateral defense cooperation;

Desiring to further develop and strengthen bilateral relations by promoting and increasing defense cooperation and exchanges by establishing a framework between the Self-Defense Forces of Japan and the Armed Forces of the Philippines concerning reciprocal provision of supplies and services in the field of logistic support (hereinafter referred to as the "supplies and services");

Understanding that the establishment of the above-mentioned framework will promote more efficient performance of the respective roles of the Self-Defense Forces of Japan and the Armed Forces of the Philippines in activities that they conduct and will actively contribute to international peace and security;

Have agreed as follows:

Article 1

1. The purpose of this Agreement is to establish basic terms and conditions for the reciprocal provision of supplies and services, between the Self-Defense Forces of Japan and the Armed Forces of the Philippines, necessary for the following activities:

a. exercises and training with participation by both the Self-Defense Forces of Japan and the Armed Forces of the Philippines;

b. United Nations Peacekeeping Operations, internationally coordinated peace and security operations, humanitarian international relief operations, or operations to cope with large scale disasters in the territory of either Party or a third country;

c. protection measures or transportation of nationals of either Party or others, if appropriate, for their evacuation from overseas in case of exigencies of the situation;

d. communication and coordination or other routine activities (including visits of ships or aircraft of the forces of either Party to facilities in the territory of the other Party), with the exception of exercises and training conducted unilaterally by the forces of either Party;

e. any other activity in which the provision of supplies and services is permitted under the laws and regulations of the respective countries.

2. This Agreement sets forth a framework for the provision of supplies and services on the basis of the principle of reciprocity.

3. The request, provision, receipt, and settlement of supplies and services under this Agreement shall be carried out by the Self-Defense Forces of Japan and by the Armed Forces of the Philippines.

Article 2

1. When either Party requests, under this Agreement, the other Party to provide supplies and services necessary for the activities which are set forth in sub-paragraphs a. to e. of paragraph 1 of Article 1, and are conducted by the Self-Defense Forces of Japan or the Armed Forces of the Philippines, the other Party, within its competence, may provide the supplies and services requested.

2. The supplies and services related to the following categories may be provided under this Agreement: food; water; billeting; transportation (including airlift); petroleum, oils, and lubricants; clothing; communications services; medical services; base operations support (including construction incident to base operations support); storage services; use of facilities; training services; spare parts and components; repair and maintenance services (including calibration services); airport and seaport services; and ammunition.

The supplies and services related to each category are specified in the Annex, which forms an integral part of this Agreement.

3. Paragraph 2 of this Article shall not be interpreted as to include the provision of weapons by the Self-Defense Forces of Japan or the Armed Forces of the Philippines.

4. The provision of supplies and services between the Self-Defense Forces of Japan and the Armed Forces of the Philippines necessary for the activities which are set forth in sub-paragraphs a. to e. of paragraph 1 of Article 1 shall be conducted pursuant to the laws and regulations of the respective countries.

Article 3

1. The use of supplies and services provided under this Agreement shall be consistent with the Charter of the United Nations.

2. The Party that receives supplies and services under this Agreement (hereinafter referred to as the “receiving Party”) shall not transfer those supplies and services, either temporarily or permanently, by any means to those outside of the forces of the receiving Party, without prior written consent of the Party who provides them (hereinafter referred to as the “providing Party”).

Article 4

1. The settlement procedures for provision of supplies and services under this Agreement shall be as follows:

a. For provision of supplies:

i. The receiving Party shall, subject to sub-paragraph ii., return the supplies in question in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party.

ii. If the supplies provided are consumable or the receiving Party cannot return the supplies in question in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party, the receiving Party shall, subject to sub-paragraph iii., return supplies of the same type and in the same quality and quantity in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party.

iii. If the receiving Party cannot return the supplies of the same type and in the same quality and quantity as the supplies provided in a condition and manner that are satisfactory to the providing Party, the receiving Party shall reimburse the providing Party in the currency specified by the providing Party.

b. For provision of services, the services provided shall be reimbursed in the currency specified by the providing Party or settled by the provision of services of the same type and equivalent value. The manner of the settlement shall be agreed between the Parties prior to the provision of the services.

2. Consumption taxes shall not be charged by either Party for supplies and services provided under this Agreement to the extent permitted by the laws and regulations of the respective countries.

Article 5

1. The reciprocal provision of supplies and services under this Agreement shall be carried out in accordance with the Procedural Arrangement, as may be modified, which is subordinate to this Agreement and which shall specify procedures and supplementary details of terms and conditions to implement this Agreement. The Procedural Arrangement shall be made between the competent authorities of the Parties.

2. The price of the supplies and the services reimbursed in accordance with paragraph 1.a. iii. and paragraph 1.b. of Article 4 shall be determined pursuant to the relevant provisions set forth in the Procedural Arrangement.

Article 6

1. The provisions of this Agreement shall not apply to any activities conducted by the Armed Forces of the Philippines acting as a member of the United Nations Forces under the Agreement Regarding the Status of the United Nations Forces in Japan signed on February 19, 1954.

2. The Parties shall closely consult with each other regarding the implementation of this Agreement.

3. Any matter relating to the interpretation or application of this Agreement and the Procedural Arrangement shall be resolved solely through consultation between the Parties.

Article 7

1. This Agreement shall enter into force on the thirtieth day after the date on which the Parties exchange diplomatic notes informing each other that their respective internal procedures necessary to give effect to this Agreement have been completed. This Agreement shall remain in force for a period of ten years, and shall thereafter be automatically extended for successive periods of ten years each, unless either Party notifies the other of its intention in writing through diplomatic channels to terminate this Agreement at least six months before the end of each period of ten years.

2. Notwithstanding the provisions of paragraph 1 of this Article, each Party may terminate this Agreement at any time by giving one year written notice through diplomatic channels to the other Party.

3. This Agreement may be amended by written agreement between the Parties. Any amendment shall be approved by each country in accordance with its internal procedures and shall enter into force on the date to be agreed on by the Parties.

4. Notwithstanding the termination of this Agreement, the provisions of Article 3, 4, 5, and paragraph 3 of Article 6 shall remain in force in respect of the reciprocal provision of supplies and services conducted under this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned, being duly authorized by their respective Governments, have signed this Agreement.

DONE in duplicate, at Manila, this fifteenth day of January, 2026, in the English language.

For the Government
of Japan

茂木敏充

For the Government
of the Republic of the Philippines

Ma. Theresa P. Lazaro

Annex

Category	
Food	food, provision of meals, cooking utensils, and the like
Water	water, water supply, equipment necessary for water supply, and the like
Billeting	use of billeting and bathing facilities, beddings, and the like
Transportation (including airlift)	transportation of persons and goods, transport equipment, and the like
Petroleum, oils, and lubricants	petroleum, oils, and lubricants, refueling, equipment necessary for refueling, and the like
Clothing	clothing, mending of clothing, and the like
Communications services	use of communication facilities, communication services, communication equipment, and the like
Medical services	medical treatment, medical equipment, and the like
Base operations support (including construction incident to base operations support)	collection and disposal of waste, laundry, electric supply, environmental services, construction, decontamination equipment and services, and the like
Storage services	temporary storage in warehouse or refrigerated storehouse, and the like
Use of facilities	temporary use of buildings, facilities, and land, and the like
Training services	dispatch of instructors, materials
	for educational and training purposes, consumables for training purposes, and the like
Spare parts and Components	spare parts and components of military aircraft, vehicles, and ships, and the like
Repair and Maintenance services (including calibration services)	repair and maintenance, equipment for repair and maintenance, and the like
Airport and seaport services	services for arrival and departure of aircraft and ships, loading and unloading, and the like
Ammunition	ammunition, provision of ammunition, equipment necessary for provision of ammunition, and the like

内閣官房令

○内閣官房令第八号

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第三十三条第四号及び行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十九条第二号の規定に基づき、職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和八年七月二十四日

内閣総理大臣　高市　早苗

職員の退職管理に関する内閣官房令及び行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

（職員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第一条　職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） **第十条**　令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、百六十万円とする。	（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） **第十条**　令第三十三条第四号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。
（行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正） **第二条**　行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十四号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。	
（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） **第九条**　令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、百六十万円とする。	（内閣総理大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額） **第九条**　令第十九条第二号に規定する内閣官房令で定める額は、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。
附　則 この内閣官房令は、令和八年十月一日から施行する。	

省令

○総務省令第九十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号、第二十八条、第二十九条、第三十八条、第三十八条の六第一項（同法第三十八条の三十一第四項において準用する場合も含む。）及び第三十八条の三十三第一項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日

総務大臣　林　芳正

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　［略］ ［２・３　略］	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［２・３　同上］

4　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。） ［(1)～(13)　略］ (14)　タイヤ空気圧モニタリングシステム（主として自動車に開設する無線局の無線設備であつて、タイヤ空気圧の状況等に関するデータ伝送を自動的に行うものをいう。次条第三号の二において同じ。）用又はキーレスエントリシステム（主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信を行う無線局の無線設備をいう。同号において同じ。）用で使用するものであつて、四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用するもの ［三～十一　略］ **第六条の二**　法第四条第三号の総務省令で定める機能は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 三の二　タイヤ空気圧モニタリングシステム及びキーレスエントリシステムであつて、識別符号を自動的に送信し、又は受信するもの ［四・五　略］	4　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［(1)～(13)　同上］ (14)　タイヤ空気圧モニタリングシステム（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するタイヤ空気圧モニタリングシステムをいう。）又はキーレスエントリシステム（同号ロに規定するキーレスエントリシステムをいう。）であつて、四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するもの ［三～十一　同上］ **第六条の二**　［同上］ ［一～三　同上］ ［新設］ ［四・五　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線設備規則の一部改正）

第二条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（混信防止機能） **第九条の四**　法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　特定小電力無線局（施行規則第六条第四項第二号に規定する無線局をいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能 イ　七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下（三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下及び四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下を除く。）又は二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次に掲げる機能 ［(1)・(2)　略］	（混信防止機能） **第九条の四**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下（三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下及び四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下を除く。）若しくは二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの ［(1)・(2)　同上］

ロ　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下又は四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次に掲げる機能

(1)　施行規則第六条第四項第二号(1)に規定するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線局又は第四十九条の十四第五号イに規定する国際輸送用データ伝送設備及び国際輸送用データ制御設備を使用する無線局にあつては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

(2)　施行規則第六条第四項第二号(14)に規定するタイヤ空気圧モニタリングシステム及びキーレスエントリシステムを使用する無線局にあつては、施行規則第六条の二第三号の二に規定する機能

［ハ・ニ　略］

［四～十二　略］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［略］	［略］	［略］
八　次に掲げる送信設備 ［(一)　略］ (二)　一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下、三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下又は四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 ［(三)・(四)　略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［2～5　略］

ロ　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

［新設］

［新設］

［ハ・ニ　同上］

［四～十二　同上］

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
［同上］	［同上］	［同上］
八　［同上］ ［(一)　同上］ (二)　一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、一六九・三九MHzを超え一六九・八一MHz以下、三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇二MHz以下、四〇五MHzを超え四〇六MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備 ［(三)・(四)　同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

［2～5　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［2～18　略］

19　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下又は四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

［表略］

［20～36　略］

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下（一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。）の周波数の電波を使用するもの

［イ～ヘ　略］

［二～四　略］

五　四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ　四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送設備（国際輸送用貨物（コンテナ又はパレットその他これらに類する輸送用器具を含む。以下このイにおいて同じ。）に設置される無線設備であつて、国際輸送用貨物に関する情報の伝送を行うものをいう。以下この号において同じ。）及び国際輸送用データ制御設備（主として港湾、空港その他輸送網の拠点となる場所において使用される無線設備であつて、国際輸送用データ伝送設備の始動又は停止及び国際輸送用貨物に関する情報の伝送を行うものをいう。以下この号において同じ。）は、それぞれ一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、国際輸送用データ制御設備の電源設備及び制御装置は、この限りではない。

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～18　同上］

19　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下若しくは四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信設備については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

［表同上］

［20～36　同上］

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　［同上］

一　七三・六MHzを超え一、二六〇MHz以下（一四二・九三MHzを超え一四二・九九MHz以下、一四六・九三MHzを超え一四六・九九MHz以下、三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下及び九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下を除く。）の周波数の電波を使用するもの

［イ～ヘ　同上］

［二～四　同上］

五　四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ　国際輸送用データ伝送設備（国際輸送用貨物（コンテナ又はパレットその他これらに類する輸送用器具を含む。以下同じ。）に設置される無線設備であつて、国際輸送用貨物に関する情報の伝送を行うものをいう。以下同じ。）及び国際輸送用データ制御設備（主として港湾、空港その他輸送網の拠点となる場所において使用される無線設備であつて、国際輸送用データ伝送設備の始動又は停止及び国際輸送用貨物に関する情報の伝送を行うものをいう。以下同じ。）は、それぞれ一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、国際輸送用データ制御設備の電源設備及び制御装置は、この限りではない。

［削る］

ロ	四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する国際輸送用データ伝送設備及び国際輸送用データ制御設備は、給電線及び接地装置を有しないこと。	
ハ	［略］	
ニ	［略］	

［ホ～十五　略］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表略］

［注１～33　略］

34　次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

［(1)　略］

(2)　312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.05MHzを超え434.79MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下（一の単位チャネルを使用するものに限る。）、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下（第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局を除く。）、60GHzを超え61GHz以下（第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局に限る。）、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

［(3)～(6)　略］

［35～58　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～21　略］

22　特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下（312MHzを超え315.25MHz以下、433.05MHzを超え434.79MHz以下及び915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。）、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局及び小電力セキュリティシステムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μW以下である値とする。た

ロ	四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用するタイヤ空気圧モニタリングシステム（主として自動車に開設する無線局の無線設備であつて、タイヤ空気圧の状況等に関する情報のデータ伝送を自動的に行うものをいう。）又はキーレスエントリシステム（主として自動車の操作及び管理の用に供する無線通信を行う無線局の無線設備をいう。）は、それぞれ一の筐体に収められており、かつ、空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。	
ハ	給電線及び接地装置を有しないこと。	
ニ	［同上］	
ホ	［同上］	

［ヘ～十五　同上］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

［表同左］

［注１～33　同左］

34　次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

［(1)　同左］

(2)　312MHzを超え315.25MHz以下、401MHzを超え406MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下、915.9MHz以上929.7MHz以下（一の単位チャネルを使用するものに限る。）、2,400MHz以上2,483.5MHz以下、10.5GHzを超え10.55GHz以下、24.05GHzを超え24.25GHz以下、57GHzを超え66GHz以下（第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局を除く。）、60GHzを超え61GHz以下（第49条の14第14号に規定する特定小電力無線局に限る。）、76GHzを超え77GHz以下又は77GHzを超え81GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

［(3)～(6)　同左］

［35～58　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～21　同左］

22　特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局（1,240MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、コードレス電話の無線局、1,215MHzを超え1,260MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHzを超え1,260MHz以下（312MHzを超え315.25MHz以下、433.67MHzを超え434.17MHz以下及び915.9MHz以上929.7MHz以下を除く。）、10.5GHzを超え10.55GHz以下又は24.05GHzを超え24.25GHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局及び小電力セキュリティシステムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)及び18に規定する値にかかわらず、その平均電力が2.5μW以下である値とする。た

だし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23　312MHzを超え315.25MHz以下又は433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)・(2)　略]

(3)　433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用するもの（施行規則第６条第４項第２号(4)に規定する無線局の無線設備のものに限る。）

周波数帯	不要発射の強度の許容値
１GHz以下（433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数を除く。）	任意の100kHz幅で250nW以下
１GHzを超えるもの	任意の１MHz幅で１μW以下

[注　略]

[24～73　略]

備考　表中の［ ］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　［略］ ２　法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一　略］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四（第七号及び第十二号に係る部分に限る。）に規定するものに限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定するものに限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備 三　前項第八号（設備規則第四十九条の十四（第四号、第五号（施行規則第六条第四項第二号(14)に規定する無線局に使用するものに限る。以下この号において同じ。）、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）に規定するものに限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三（五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一　同上］ 二　前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る。）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第三十号（設備規則第四十九条の二十四第六項に規定する無線局に限る。）、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備 ［新設］

だし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもの並びに特定ラジオマイクの陸上移動局及びデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、２及び18に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23　312MHzを超え315.25MHz以下又は433.67MHzを超え434.17MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

[(1)・(2)　同左]

(3)　433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用するもの（第49条の14第５号ロに規定する無線設備のものに限る。）

周波数帯	不要発射の強度の許容値
１GHz以下（433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数を除く。）	任意の100kHz幅で250nW以下
１GHzを超えるもの	任意の１MHz幅で１μW以下

[注　同左]

[24～73　同左]

第四十七号の二、第四十七号の三、第七十八号及び第七十九号に掲げる特定無線設備であつて、自動車内に設置するもの（受信設備を含む。）及びこれらを通信の相手方とするもの。ただし、自動車内に設置するものを通信の相手方とするものにあつては、前項第八号（設備規則第四十九条の十四（第四号及び第五号に係る部分に限る。）に規定するものに限る。）及び第四十七号の三に掲げる特定無線設備に限る。

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

［表略］

注

［1～4　略］

5　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下（施行規則第六条第四項第二号⑭に規定する特定小電力無線局に限る。）、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下（施行規則第六条第四項第二号⑭に規定する特定小電力無線局（第二種設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局を除く。）、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

［6～24　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一号　［同上］

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　［同上］

［表同上］

注

［1～4　同上］

5　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下、四〇二MHzを超え四〇五MHz以下、四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局を除く。）、四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。）、二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下、一〇・五GHzを超え一〇・五五GHz以下若しくは二四・〇五GHzを超え二四・二五GHz以下、五七GHzを超え六六GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局を除く。）、六〇GHzを超え六一GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十四号に規定する特定小電力無線局に限る。）又は七六GHzを超え七七GHz以下若しくは七七GHzを超え八一GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

［6～24　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

○農林水産省令第五十一号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（研究企画課の所掌事務） **第三条**　研究企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十一　（略） 十二　重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律（令和八年法律第七十一号）の施行に関すること。 （研究推進課の所掌事務） **第四条**　研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　都道府県、民間事業者その他の者の行う農林水産業等に関する試験及び研究の指導及び助成に関すること（研究企画課の所掌に属するものを除く。）。 七　（略）	（研究企画課の所掌事務） **第三条**　研究企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十一　（略） （新設） （研究推進課の所掌事務） **第四条**　研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　都道府県、民間事業者その他の者の行う農林水産業等に関する試験及び研究の指導及び助成に関すること。 七　（略）

附　則

この省令は、重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律の公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第二項第七号及び第四十五条第一項の規定に基づき、種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

種苗法施行規則及び品種登録規則の一部を改正する省令

（種苗法施行規則の一部改正）

第一条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録料の額等） **第十九条**　法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。 2～9　（略）	（登録料の額等） **第十九条**　法第四十五条第一項の農林水産省令で定める額は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる金額とする。 2～9　（略）

各年の区分	金額
第一年から第九年まで	毎年　四千五百円
第十年から第四十年まで	毎年　三万円

各年の区分	金額
第一年から第九年まで	毎年　四千五百円
第十年から第三十年まで	毎年　三万円

（品種登録規則の一部改正）

第二条　品種登録規則（平成十年農林水産省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二号中

26年	27年	28年	29年	30年

を

26年	27年	28年
31年	32年	33年
36年	37年	38年

29年	30年
34年	35年
39年	40年

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（令和二年改正法附則第五条に規定する登録料の第三十一年以降の各年分の額）

2　種苗法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十四号）附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされた登録料の額は、第三十一年から第四十年までについては、毎年三万六千円とする。

○経済産業省令第六十二号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月二十四日

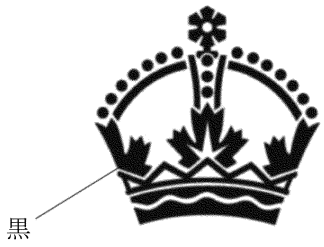
経済産業大臣　赤澤　亮正

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中カナダの項に次のように加える。

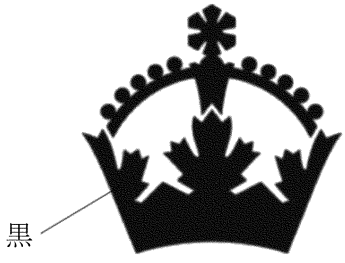
二十一　外国紋章



二十二　外国紋章



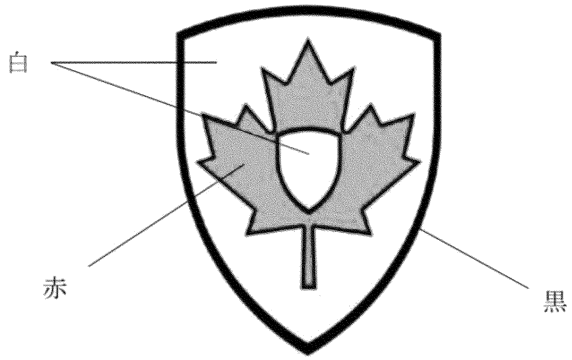
二十三　外国紋章



二十四　外国紋章



二十五　外国紋章



二十六　外国紋章



二十七　外国紋章

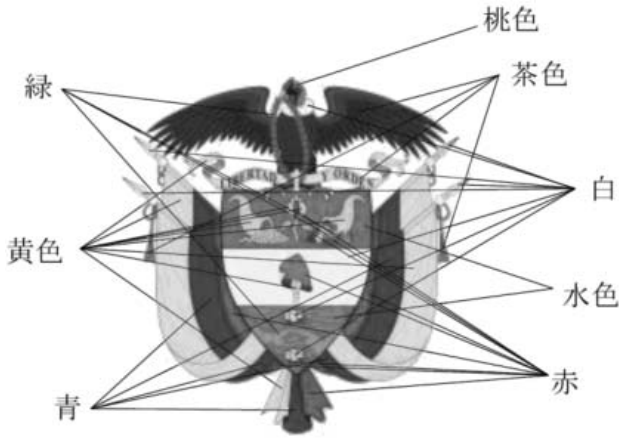


二十八　外国紋章



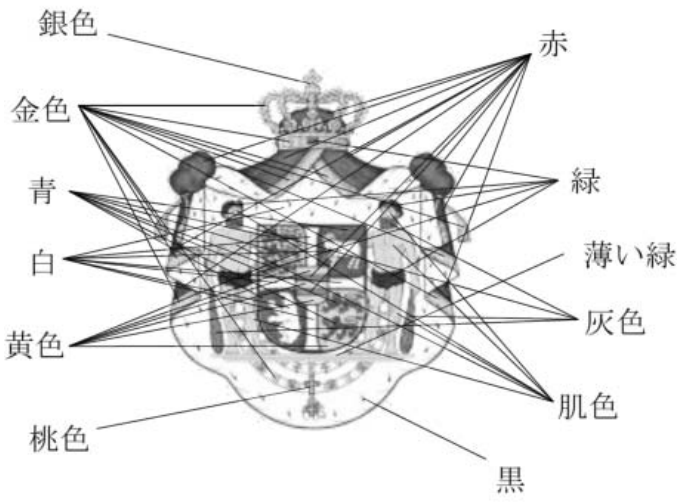
別表第二中チリの項の次に次のように加える。

コロンビア	一　外国紋章



別表第二中デンマークの項に次のように加える。

	八　外国紋章



別表第二中キルギスの項に次のように加える。

	二　外国紋章
	

別表第四中欧州連合軍司令部の項の次に次のように加える。

	一　持続可能な発展のためのフランコフォニー機構
	二　Institut de la Francophonie pour le développement durable
	三　IFDD
	四
	

持続可能な発展のためのフランコフォニー機構

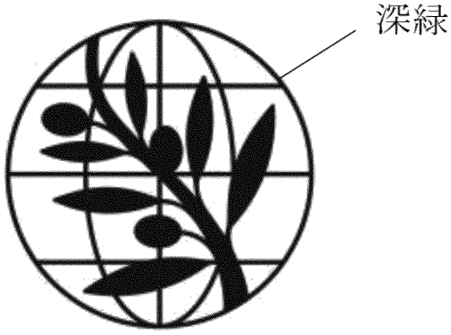
別表第四中装備協力共同機関の項に次のように加える。

	六



別表第四中ワインに関する国際事務所の項の次に次のように加える。

国際オリーブ協会	一　国際オリーブ協会 二



附　則

この省令は、令和八年八月二十四日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第二百七十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特定小電力無線局の電波の型式及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 ［一～十三　略］ 十四　タイヤ空気圧モニタリングシステム用及びキーレスエントリシステム用 ［注　略］	特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 ［一～十三　同上］ 十四　［同上］ ［注　同上］

周波数	空中線電力	備考
四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下	［略］	［略］

周波数	空中線電力	備考
四三三・九二MHz	［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百七十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第五号ハの規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［一　略］ 二　送信時間制限装置は、次のとおりであること。 1　送信時間制限装置（四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下（施行規則第六条第四項第二号⑭に規定する無線局の無線設備に限る。）、九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下及び五七GHzを超え六四GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。）の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。	［一　同上］ 二　［同上］ 1　送信時間制限装置（四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するものに限る。）、九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下及び五七GHzを超え六四GHz以下（設備規則第四十九条の十四第十二号に規定するものに限る。）の周波数の電波を使用する無線設備のものを除く。）は、次の表の上欄に掲げる用途の区分に従い、電波を発射してから同表の中欄に掲げる送信時間以内にその発射を停止し、かつ、同表の下欄に掲げる送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

［2・3　略］

4　四三三・〇五MHzを超え四三四・七九MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第六条第四項第二号⑭に規定する無線局のものに限る。）の送信時間制限装置は、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下であること。また、周期的な送信（継続的バースト送信をいう。）を行うものにあっては、電波を発射してから一秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、一ミリ秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

［三～七　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百七十六号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
［略］	［略］
九の二　433.05MHzを超え434.79MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（施行規則第６条第４項第２号⑭に規定する無線局のものをいう。）	1.74MHz
［略］	［略］

改正前	
［同左］	
特定小電力無線局の無線設備	占有周波数帯幅の許容値
［同左］	［同左］
九の二　433.795MHzを超え434.045MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第49条の14第５号ロに規定するものをいう。）	250kHz
［同左］	［同左］

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。

［注　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［注　同左］

○総務省告示第二百七十七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第五百七号（構内無線局等の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月二十四日

［2・3　同上］

4　四三三・七九五MHzを超え四三四・〇四五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備（設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定するものに限る。）の送信時間制限装置は、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下であること。また、周期的な送信を行うものにあっては、電波を発射してから一秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、一ミリ秒の送信休止時間を経過した後でなければその後の送信を行わないものであること。

［三～七　同上］

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］ 2　特定小電力無線局	［1　同左］ 2　［同左］

周波数	指定周波数帯
［略］	［略］
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで（注１） 433.05MHzから434.79MHzまで（注２）
［略］	［略］

周波数	指定周波数帯
［同左］	［同左］
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで（注１） 433.795MHzから434.045MHzまで（注２）
［同左］	［同左］

改正後	改正前
注 １　［略］ ２　施行規則第６条第４項第２号(4)に規定する特定小電力無線局に限る。 ［3・4　略］ ［3～6　略］	注 １　［同左］ ２　設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。 ［3・4　同左］ ［3～6　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第二百七十号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、令和八年八月一日から令和九年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又は令和八年八月から令和九年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

令和八年七月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	五、六八二円	一四、四五〇円
二十歳以上二十五歳未満	六、二二一円	一四、四五〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、八五二円	一六、四八六円
三十歳以上三十五歳未満	七、一四六円	二〇、四九九円
三十五歳以上四十歳未満	七、四二〇円	二二、三九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、七二七円	二四、八二七円
四十五歳以上五十歳未満	七、八三三円	二五、七四六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七七八円	二六、二六四円
五十五歳以上六十歳未満	七、四六七円	二七、〇五三円
六十歳以上六十五歳未満	六、五〇九円	二三、三六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、三五〇円	一七、七〇九円
七十歳以上	四、三五〇円	一四、四五〇円

○厚生労働省告示第二百七十一号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、令和八年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を四千三百五十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者障害一時金、複数事業労働者障害年金差額一時金、複数事業労働者障害年金前払一時金、複数事業労働者遺族一時金、複数事業労働者遺族年金前払一時

金及び複数事業労働者葬祭給付並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額並びに適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十条の六第三項若しくは法第二十二条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金、適用日前に複数事業労働者障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該複数事業労働者障害年金に係る複数事業労働者障害年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額については、なお従前の例による。

令和八年七月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

○厚生労働省告示第二百七十二号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年八月から令和九年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は令和八年八月一日から令和九年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金、複数事業労働者障害一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

令和八年七月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（％）
昭和22年９月１日から昭和23年３月31日まで	22,564.8
昭和23年４月１日から昭和24年３月31日まで	8,205.7
昭和24年４月１日から昭和25年３月31日まで	4,549.6
昭和25年４月１日から昭和26年３月31日まで	3,926.8
昭和26年４月１日から昭和27年３月31日まで	3,210.5
昭和27年４月１日から昭和28年３月31日まで	2,769.5
昭和28年４月１日から昭和29年３月31日まで	2,439.1
昭和29年４月１日から昭和30年３月31日まで	2,301.9
昭和30年４月１日から昭和31年３月31日まで	2,201.8
昭和31年４月１日から昭和32年３月31日まで	2,077.0
昭和32年４月１日から昭和33年３月31日まで	2,004.7
昭和33年４月１日から昭和34年３月31日まで	1,975.4
昭和34年４月１日から昭和35年３月31日まで	1,855.6
昭和35年４月１日から昭和36年３月31日まで	1,746.1
昭和36年４月１日から昭和37年３月31日まで	1,561.7
昭和37年４月１日から昭和38年３月31日まで	1,405.0
昭和38年４月１日から昭和39年３月31日まで	1,266.6
昭和39年４月１日から昭和40年３月31日まで	1,143.4
昭和40年４月１日から昭和41年３月31日まで	1,046.2
昭和41年４月１日から昭和42年３月31日まで	949.5
昭和42年４月１日から昭和43年３月31日まで	854.8
昭和43年４月１日から昭和44年３月31日まで	756.8
昭和44年４月１日から昭和45年３月31日まで	661.8
昭和45年４月１日から昭和46年３月31日まで	568.9
昭和46年４月１日から昭和47年３月31日まで	498.8
昭和47年４月１日から昭和48年３月31日まで	431.7
昭和48年４月１日から昭和49年３月31日まで	363.4
昭和49年４月１日から昭和50年３月31日まで	292.4
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	248.9
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	223.7
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	204.4
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	193.6
昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	182.3
昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	172.6
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	164.7
昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	156.9
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	152.9
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	147.9
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	143.2
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	139.8

昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	136.6
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	131.9
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	128.2
平成２年４月１日から平成３年３月31日まで	124.6
平成３年４月１日から平成４年３月31日まで	119.7
平成４年４月１日から平成５年３月31日まで	117.3
平成５年４月１日から平成６年３月31日まで	115.7
平成６年４月１日から平成７年３月31日まで	113.2
平成７年４月１日から平成８年３月31日まで	111.6
平成８年４月１日から平成９年３月31日まで	110.1
平成９年４月１日から平成10年３月31日まで	109.0
平成10年４月１日から平成11年３月31日まで	109.4
平成11年４月１日から平成12年３月31日まで	109.0
平成12年４月１日から平成13年３月31日まで	108.4
平成13年４月１日から平成14年３月31日まで	109.4
平成14年４月１日から平成15年３月31日まで	110.4
平成15年４月１日から平成16年３月31日まで	110.2
平成16年４月１日から平成17年３月31日まで	110.0
平成17年４月１日から平成18年３月31日まで	109.6
平成18年４月１日から平成19年３月31日まで	109.8
平成19年４月１日から平成20年３月31日まで	109.6
平成20年４月１日から平成21年３月31日まで	109.9
平成21年４月１日から平成22年３月31日まで	111.5
平成22年４月１日から平成23年３月31日まで	111.1
平成23年４月１日から平成24年３月31日まで	111.5
平成24年４月１日から平成25年３月31日まで	112.1
平成25年４月１日から平成26年３月31日まで	112.2
平成26年４月１日から平成27年３月31日まで	111.6
平成27年４月１日から平成28年３月31日まで	111.1
平成28年４月１日から平成29年３月31日まで	110.8
平成29年４月１日から平成30年３月31日まで	110.2
平成30年４月１日から平成31年３月31日まで	109.6
平成31年４月１日から令和２年３月31日まで	109.5
令和２年４月１日から令和３年３月31日まで	110.4
令和３年４月１日から令和４年３月31日まで	109.5
令和４年４月１日から令和５年３月31日まで	108.1
令和５年４月１日から令和６年３月31日まで	106.2
令和６年４月１日から令和７年３月31日まで	102.3

○厚生労働省告示第二百七十三号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第二項（同法第二十条の六第三項及び第二十二条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項及び第四十五項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十二項（同令附則第四十三項及び第五十二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年八月一日から令和九年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六条の六第二項第二号（同法第二十条の六第三項及び第二十二条の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の遺族補償一時金、複数事業労働者遺族一時金若しくは遺族一時金又は障害補償年金差額一時金、複数事業労働者障害年金差額一時金若しくは障害年金差額一時金の額の算定に関し、支給された遺族補償年金若しくは遺族補償年金前払一時金、複数事業労働者遺族年金若しくは複数事業労働者遺族年金前払一時金若しくは遺族年金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金若しくは障害補償年金前払一時金、複数事業労働者障害年金若しくは複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは障害年金若しくは障害年金前払一時金の額に乗ずべき厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

令和八年七月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率（％）
昭和50年４月１日から昭和51年３月31日まで	248.8
昭和51年４月１日から昭和52年３月31日まで	223.7
昭和52年４月１日から昭和53年３月31日まで	204.4
昭和53年４月１日から昭和54年３月31日まで	193.6

昭和54年４月１日から昭和55年３月31日まで	182.2
昭和55年４月１日から昭和56年３月31日まで	172.5
昭和56年４月１日から昭和57年３月31日まで	164.6
昭和57年４月１日から昭和58年３月31日まで	156.9
昭和58年４月１日から昭和59年３月31日まで	152.8
昭和59年４月１日から昭和60年３月31日まで	147.9
昭和60年４月１日から昭和61年３月31日まで	143.1
昭和61年４月１日から昭和62年３月31日まで	139.7
昭和62年４月１日から昭和63年３月31日まで	136.6
昭和63年４月１日から平成元年３月31日まで	131.8
平成元年４月１日から平成２年３月31日まで	128.1
平成２年４月１日から同年７月31日まで	124.5
平成２年８月１日から平成３年７月31日まで	128.1
平成３年８月１日から平成４年７月31日まで	124.5
平成４年８月１日から平成５年７月31日まで	119.7
平成５年８月１日から平成６年７月31日まで	117.3
平成６年８月１日から平成７年７月31日まで	115.6
平成７年８月１日から平成８年７月31日まで	113.2
平成８年８月１日から平成９年７月31日まで	111.6
平成９年８月１日から平成10年７月31日まで	110.0
平成10年８月１日から平成11年７月31日まで	108.9
平成11年８月１日から平成12年７月31日まで	109.4
平成12年８月１日から平成13年７月31日まで	109.0
平成13年８月１日から平成14年７月31日まで	108.4
平成14年８月１日から平成15年７月31日まで	109.3
平成15年８月１日から平成16年７月31日まで	110.3
平成16年８月１日から平成17年７月31日まで	110.1
平成17年８月１日から平成18年７月31日まで	109.9
平成18年８月１日から平成19年７月31日まで	109.5
平成19年８月１日から平成20年７月31日まで	109.8
平成20年８月１日から平成21年７月31日まで	109.6
平成21年８月１日から平成22年７月31日まで	109.9
平成22年８月１日から平成23年７月31日まで	111.4
平成23年８月１日から平成24年７月31日まで	111.1
平成24年８月１日から平成25年７月31日まで	111.4
平成25年８月１日から平成26年７月31日まで	112.1
平成26年８月１日から平成27年７月31日まで	112.1
平成27年８月１日から平成28年７月31日まで	111.5
平成28年８月１日から平成29年７月31日まで	111.0
平成29年８月１日から平成30年７月31日まで	110.8
平成30年８月１日から令和元年７月31日まで	110.1
令和元年８月１日から令和２年７月31日まで	109.6
令和２年８月１日から令和３年７月31日まで	109.5
令和３年８月１日から令和４年７月31日まで	110.4
令和４年８月１日から令和５年７月31日まで	109.5
令和５年８月１日から令和６年７月31日まで	108.1
令和６年８月１日から令和７年７月31日まで	106.2
令和７年８月１日から令和８年７月31日まで	102.3

備考

１　この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は障害補償年金、複数事業労働者障害年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金、複数事業労働者遺族年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金、複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。

２　平成２年７月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成２年法律第40号）第１条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和40年法律第130号）附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）附則第３条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

３　平成２年８月１日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第８条第１項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（令和７年４月１日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の７月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の８月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。

４　算定事由発生日が令和７年４月１日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100％とする。

その他告示

○外務省告示第二百四十三号

令和八年一月十五日にマニラで署名された日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定について、両締約国政府が同協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文の交換は、令和八年七月二十三日にマニラで行われた。よって、同協定は、その第七条１の規定に従い、令和八年八月二十二日に効力を生ずる。

令和八年七月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

○財務省告示第二百九号

大韓民国産並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域産ビスフェノールＡに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年八月二十日財務省告示第二百二十四号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査期間を延長することとしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

財務大臣　片山さつき

一　延長される調査の期間　六箇月

二　延長の理由　調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには一層の時日を要するため

○財務省告示第二百十号

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年八月十三日財務省告示第二百二十二号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、同条第九項に規定する不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

財務大臣　片山さつき

一　調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

(一)　品名　溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板

(二)　銘柄及び型式　次のイ又はロに掲げる物品

イ　鉄又は非合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めっきしたものであって、商品の名称及び分類についての統一システム（ＨＳ）の品目表（以下「ＨＳ品目表」という。）第七二一〇・四九号又は第七二一二・三〇号に分類されるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ)　波形にしたもの

(ロ)　合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ハ)　めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

(ニ)　めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の四・〇パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ　ステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品（溶融亜鉛めっきする前のものに限る。以下「母材」という。）に溶融亜鉛めっきしたものであって、母材におけるマンガン、ほう素又はチタンのいずれかの含有量が母材の全重量に対してＨＳ品目表第七二類の注１(ｆ)に掲げる割合以上のものであり、マンガン、ほう素及びチタン以外の元素の含有量が母材の全重量に対して同表第七二類の注１(ｆ)に掲げる割合未満のもの。ＨＳ品目表第七二二五・九二号又は第七二二六・九九号に分類される。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ)　波形にしたもの

(ロ)　バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇パーセントを超えるものに限る。）

(ハ)　合金工具鋼のもの

(ニ)　高速度鋼のもの

(ホ)　合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ヘ)　めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであって、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

(ト)　めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の四・〇パーセント以上のものであって、マグネシウム及びニッケルを含むもの

(三)　特徴　表面に溶融亜鉛めっきを施すことで優れた防錆機能が付加された鋼帯及び鋼板であり、主にガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品を製造するための原料として使用される。

二　調査対象貨物の供給者及び供給国

㈠　調査当局が知り得た大韓民国（以下「韓国」という。）の供給者

(1)　株式会社ポスコ（POSCO Co., LTD.）（以下「POSCO」という。）
(2)　現代製鉄株式会社（Hyundai Steel Company）
(3)　株式会社東国製鋼（DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.）
(4)　KGスチール株式会社（KG Dongbu Steel Co., Ltd.）（以下「KG」という。）
(5)　GS GLOBAL Corp.
(6)　HYOSUNG TNC CORPORATION
(7)　SW CO., LTD.
(8)　SeAH Coated Metal Corporation
(9)　Samsung C&T Corporation
(10)　Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.
(11)　POSCO Steeleon Co., Ltd.
(12)　POSCO International Corporation
(13)　HANWA (KOREA) CO., LTD.
(14)　Hyundai Group Co., Ltd.
(15)　STINKO Co., Ltd.
(16)　韓国JFE商事会社

㈡　調査当局が知り得た中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の供給者

(1)　中国宝武鋼鉄集団有限公司
(2)　河鋼集団有限公司
(3)　鞍鋼集団有限公司
(4)　包頭鋼鉄（集団）有限責任公司
(5)　湖南鋼鉄集団有限公司
(6)　天津市徳材冷軋板業有限公司
(7)　馬鞍山鋼鐵股份有限公司
(8)　鞍鋼股份有限公司（以下「鞍鋼」という。）
(9)　江陰宗承鋼鉄有限公司
(10)　武漢鋼鉄有限公司
(11)　山東科瑞鋼板有限公司
(12)　内蒙古包鋼鋼連股份有限公司
(13)　湖南華菱漣源鋼鉄有限公司（以下「湖南」という。）
(14)　山東匯発彩鋼有限公司
(15)　福建凱景新型科技材料有限公司
(16)　宝山鋼鉄股份有限公司
(17)　宝鋼湛江鋼鉄有限公司
(18)　燁輝（中国）科技材料有限公司
(19)　日照鋼鉄控股集団有限公司
(20)　江蘇剛正薄板科技有限公司
(21)　邯鄲鋼鉄集団有限責任公司邯鄲分公司
(22)　金遠国際金属有限公司
(23)　臨清市恒泰金属材料有限公司
(24)　本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司
(25)　天津市徳材冷間圧延鋼板工業有限会社
(26)　本鋼板材股份有限公司
(27)　包鋼集団国際経済貿易有限公司
(28)　冠県創晟新材料有限公司
(29)　内蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司
(30)　包港展博国際商貿有限公司
(31)　鞍鋼集團香港有限公司
(32)　鞍山鋼鉄集団有限公司
(33)　天津市新天鋼冷延薄板有限公司
(34)　鞍鋼集団国際経済貿易有限公司
(35)　BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO., LTD.
(36)　本鋼集團香港有限公司
(37)　首鋼京唐鋼鉄連合有限責任公司
(38)　山東鋼鉄集団有限公司
(39)　敬業集団
(40)　鴻基集団
(41)　山東冠洲股份有限公司
(42)　阪和（上海）管理有限公司
(43)　浙江協和集団有限公司
(44)　ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY CO., LTD.
(45)　杭州杭鋼対外経済貿易有限公司
(46)　道富（香港）有限公司
(47)　東阿県鑫華環保科技有限公司
(48)　Bengang Steel Group Company., Ltd.
(49)　天津軋一冷軋薄板有限公司
(50)　GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO., LTD.
(51)　首鋼集団有限公司
(52)　三井物産（香港）有限公司
(53)　BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited
(54)　本渓鋼鉄

㈢　供給国　韓国及び中国

三　調査の対象となる期間

㈠　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項　令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和六年十二月三十一日まで）

㈡　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項　令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

四　調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

(一)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。なお、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、調査対象貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることができることとした。

イ　韓国を原産地とする不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た韓国の供給者（二の(一)に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、十一者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した韓国の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者であるPOSCO及びKGをサンプリングによる調査対象者として選定した。

調査に協力するとの確認票回答の提出があったその他の九者のうち利害関係者ではないことが判明した一者、調査に協力するとの確認票回答の提出があったが調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた質問状回答書の提出がなかった生産者一者及び生産を行っていない輸出者五者を除く生産者二者（当該二者を以下「サンプリング調査非対象韓国生産者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査に協力するとの確認票回答の提出があったが調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた質問状回答書の提出がなかった生産者一者及び生産を行っていない輸出者三者を除く生産者八者（当該八者を以下「サンプリング調査非対象中国生産者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査に協力するとの確認票回答の提出があったが調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた質問状回答書の提出がなかった生産者一者及び調査当局が知り得た中国の供給者のうちその他の者（以下「非協力中国供給者」という。）については、調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ)　正常価格

正常価格の算出に当たり、POSCO及びKGについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答のうち、調査当局がその正確性を確認することができたものを正常価格の算出に用いることとした。

(ハ)　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、POSCOについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答のうち、調査当局がその正確性を確認することができたものを輸出価格の算出に用いることとした。KGについては、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。

(ニ)　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、POSCOを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三十二・四九パーセント、KGを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については四十二・六九パーセントであった。サンプリング調査非対象韓国生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、サンプリング調査対象者の不当廉売差額率の加重平均である三十四・一二パーセントを適用した。

非協力韓国供給者及び調査当局が知り得なかった韓国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、KGを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ)　結論

以上から、韓国を原産地とする不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

ロ　中国を原産地とする不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ)　供給者

調査当局が知り得た中国の供給者（二の(二)に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、十四者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した中国の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、サンプリングを実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者である鞍鋼及び湖南をサンプリングによる調査対象者として選定した。

調査に協力するとの確認票回答の提出があったその他の十二者のうち調査に協力するとの確認票回答の提出があったが調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた質問状回答書の提出がなかった生産者一者及び生産を行っていない輸出者三者を除く生産者八者（当該八者を以下「サンプリング調査非対象中国生産者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査に協力するとの確認票回答の提出があったが調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた質問状回答書の提出がなかった生産者一者及び調査当局が知り得た中国の供給者のうちその他の者（以下「非協力中国供給者」という。）については、調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ)　正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に質問状等を送付したところ、当該供給者が市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができたとは認められなかった。このため、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

(ハ)　輸出価格

輸出価格の算出に当たり、鞍鋼については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。湖南については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答のうち、現地調査で正確性を検証することができたものを用いることとした。

(ニ)　不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、鞍鋼を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については六十三・九五パーセント、湖南を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については六十八・六七パーセントであった。サンプリング調査非対象中国生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、鞍鋼を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率と同率を適用した。非協力中国供給者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、湖南を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ)　結論

以上から、中国を原産地とする不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

(二)　不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象期間において、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。調査対象貨物と本邦産同種の貨物は高い代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中、調査対象貨物は本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されてた。本邦の産業において、安価な調査対象貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が生じているほか、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、製造原価の減少分以上の国内販売価格の引き下げを強いられ、また、取引先からの調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じることができず、販売量を減少させてきた結果、利潤の低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。以上から、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五　その他参考となるべき事項

(一)　調査により判明した事実に係る令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和八年八月七日

ロ　意見の表明についての期限　令和八年八月七日

(二)　上記(一)により提出された証拠又は表明された意見に対する令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ　証拠の提出についての期限　令和八年八月二十八日

ロ　意見の表明についての期限　令和八年八月二十八日

(三)　証拠の提出又は意見の表明の宛先　東京都千代田区霞が関三丁目一番一号　財務省関税局関税課特殊関税調査室

(四)　本調査は日本語で実施するものとするため、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

(五)　不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省のホームページで入手することができる。

○財務省告示第二百十一号

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年八月十三日財務省告示第二百二十二号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査について、同条第六項ただし書の規定により調査期間を延長することとしたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第九条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

財務大臣　片山さつき

一　延長される調査の期間　四箇月

二　延長の理由　調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うためには１層の時日を要するため

○国土交通省告示第九百九十九号

外部故障診断装置の開発に係る技術情報の取扱実施規程を次のように定める。

令和八年七月二十四日

国土交通大臣　金子　恭之

外部故障診断装置の開発に係る技術情報の取扱実施規程

（目的）

第１条　この実施規程は、外部故障診断装置の開発情報に関し、外部故障診断装置製作者等に対して提供できる内容及びその提供方法等を定めることにより、開発情報に基づき外部故障診断装置を製作できる環境を整備し、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この実施規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　制御装置　自動車の装置を電子的方法により制御する装置をいう。

二　外部故障診断装置　制御装置と接続し、自動車の装置の作動状況を診断又は整備するために使用する外部装置をいう。

三　純正機　自動車製作者等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第57条の２に規定する自動車製作者等をいう。以下同じ。）が開発した外部故障診断装置をいう。

四　開発情報　自動車製作者等が作成する特定整備（道路運送車両法第49条第２項に規定する特定整備をいう。）に必要な外部故障診断装置を開発又は改良するに当たって必要な技術上の情報をいう。

五　外部故障診断装置製作者　外部故障診断装置の開発又は改良をすることを業とする者をいう。

六　協定規則　車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則をいう。

七　ＣＳＭＳ　協定規則第155号の規則2.3.に基づき、自動車の製作を業とする者が定めるサイバーセキュリティマネジメントシステムをいう。

八　ＳＵＭＳ　協定規則第156号の規則2.6.に基づき、自動車の製作を業とする者が定めるソフトウェアアップデートマネジメントシステムをいう。

（適用対象）

第３条　この実施規程は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）別添124　1．で定める自動車に適用するものとする。

（自動車製作者等による機構への開発情報の提供）

第４条　自動車製作者等は、自動車を販売の用に供するときは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に開発情報を提供することができるものとする。ただし、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって、当該自動車を輸入することを業とするものにあっては、当該外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が、機構に開発情報を提供することをもって、自動車製作者等が機構に開発情報を提供したものとみなす。

２　前項の提供は、機構が指定する条件に適合するように行うものとする。

３　開発情報のうち次に掲げる事項については、第１項の提供は省略することができるものとする。

一　外部故障診断装置の次に掲げる機能に関するもの

イ　速度抑制装置（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）第８条第４項に規定する速度抑制装置をいう。）に関するもの

ロ　盗難発生警報装置（保安基準第43条の５第１項に規定する盗難発生警報装置をいう。）に関するもの
ハ　車両の制御装置にソフトウェアをインストールするためのもの
二　提供することにより当該自動車製作者等のＣＳＭＳ又はＳＵＭＳに影響を及ぼすおそれがあるものであって、提供を省略することが適当として国土交通大臣が定めるもの
４　自動車製作者等は、第１項の規定に基づき提供した情報の内容に変更があったときは、その内容を適切に提供するものとする。
５　自動車製作者等は、第１項の提供に際し、機構及び次条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者に対して、次に掲げる条件を付すことができる。
一　当該自動車製作者等が提供した開発情報の取扱いに関する条件
二　当該自動車製作者等が提供した開発情報を活用して開発された外部故障診断装置の使用等に関する条件であって、次に掲げるもの
イ　外部故障診断装置又はその使用者の認証
ロ　外部故障診断装置の外国への輸出の制限
ハ　その他必要な条件
６　前項の条件は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。
一　ＣＳＭＳ及びＳＵＭＳの観点から技術的に妥当であること。
二　提供する開発情報の範囲に比して合理的であること。
三　合理的かつ妥当で、不当に差別的でないものとして国土交通大臣が定めるもの
７　自動車製作者等は、開発情報を有償で提供する場合には、適正な価格で提供するものとする。
８　自動車製作者等は、開発情報を提供するときは、必要な事項について機構又は外部故障診断装置製作者と相談することができるものとする。
（機構の指定）
第５条　外部故障診断装置製作者は、外部故障診断装置の開発及び改良のため機構から開発情報の提供を受けようとするときは、機構の指定を受けなければならない。
２　前項の指定は、その提供する開発情報の範囲を限定して行うことができる。
３　第１項の指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。
４　機構は、外部故障診断装置製作者が機構が定める基準に適合するときは、第１項の指定をすることができるものとする。
（指定を受けた外部故障診断装置製作者に対する開発情報の提供）
第６条　機構は、前条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者に対し、第４条第１項の規定により自動車製作者等から提供された開発情報を提供するものとする。
２　機構は、前項の規定により開発情報の提供を受けた外部故障診断装置製作者が当該開発情報を外部に漏えいさせることのないように、適切な措置を講じなければならない。
３　機構は、第１項の提供に際し、前条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者に対して、条件を付すことができる。
（指定を受けた外部故障診断装置製作者と自動車製作者等の協力）
第７条　第５条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者は、前条第１項の規定により開発情報の提供を受けて外部故障診断装置を開発又は改良しようとするときは、次に掲げる事項について自動車製作者等の協力を得ることができる。
一　提供を受けた開発情報の解釈に関する相談
二　作業機械（自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）第７条第１項第３号に規定する作業機械をいう。）の提供
三　自動車製作者等が第４条第５項の規定に基づき同項第２号イの認証に関する条件を付した場合にあっては、当該自動車製作者等が定めるところにより当該認証をすること。
（国土交通大臣の確認等）
第８条　機構及び第５条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者は、国土交通大臣に対し、第４条第１項及び次条第１項の規定により開発情報の提供を受けた自動車の型式ごとに、自動車製作者等が行う開発情報の提供の状況について、この実施規程の内容に適合するものであることの確認を求めることができる。
２　前項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一　氏名又は会社の名称及び住所
二　車名及び型式
三　開発情報の提供の状況を示した書面
３　国土交通大臣は、第１項の確認をしたときは、当該確認に係る事項を前項の申請を行った者に対し通知するものとする。
（自動車製作者等による外部故障診断装置製作者への開発情報の提供）
第９条　第４条第１項に定めるもののほか、自動車製作者等は、開発情報を外部故障診断装置製作者に直接提供することができるものとする。
２　第４条第１項から第７項までの規定は、前項の規定による提供を行う場合について準用する。
３　第１項の規定による提供は、前項に定めるもののほか、必要な条件を付すことができるものとする。
４　前項の条件は、合理的かつ妥当なものであって、不当に差別的でないものに限るものとする。
（国土交通大臣の指導等）
第10条　国土交通大臣は、機構、自動車製作者等又は第５条第１項の指定を受けた外部故障診断装置製作者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

附　則

（施行期日等）
第１条　この告示は公布の日から施行する。
２　この告示の施行の際現に販売されている自動車については、この告示の施行の日を当該自動車が販売開始された日とみなす。
３　外国から本邦に輸入された自動車にあっては、当分の間、この告示の規定を適用しないことができる。
（旧指針の廃止）
第２条　車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針（平成23年国土交通省告示第196号。次条において「旧指針」という。）は、廃止する。
（この告示の規定が適用されない自動車に関する経過措置）
第３条　この告示が適用されない自動車については、旧指針は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。